

独評発第0828018号

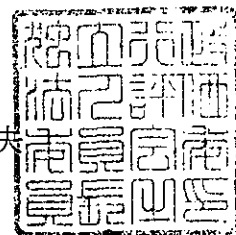
平成21年8月28日

年金積立金管理運用独立行政法人

理事長 川瀬 隆弘 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫



年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標最終年度を除く当該中期目標期間
に係る業務の実績に関する評価結果（暫定評価）の通知について

厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準（平成13年6月厚生
労働省独立行政評価委員会決定）に基づき、別添のとおり、中期目標最終年度を除
く当該中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（暫定評価）を行ったので、そ
の結果を通知する。

年金積立金管理運用独立行政法人の 中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

平成 2 1 年 8 月 2 7 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の業務実績について

（1）評価の視点

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として、平成18年4月1日に発足した独立行政法人である。

本評価は、平成18年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標期間（平成18年度～平成21年度）全体の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、暫定評価を実施した。

管理運用法人は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行うことにより、年金事業の運営の安定、ひいては国民生活の安定に貢献するという使命を負っている。

したがって、管理運用法人の評価に当たっては、その使命を果たすために行われた具体的な取組、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて総合的な評価を実施することとしている。

なお、年金積立金の運用は、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされていることから、管理運用法人における年金積立金の管理及び運用の評価についても、長期的な視点で評価することが重要である。

（2）中期目標期間の業務実績全般の評価

管理運用法人の使命は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うことにより、年金事業の運営の安定に資することである。

平成18年度から平成20年度における管理運用法人の管理運営体制については、業務運営体制の見直し及び改善が行われ、業務が適切に運営されていると評価する

ことができる。

また、業務運営能力の向上のため、積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めてきており、人件費の制約がある中、最大限の努力を行っているとは評価できる。

業務運営の効率化とそれに伴う経費節減についても、資産管理機関の集約化等により着実に取り組んでおり、また、受託者責任や法令遵守の徹底、情報公開の充実といった事項についても積極的な取組が行われている。

名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、年金積立金の運用実績と平成16年財政再計算上の前提を比較すると、平成18年度から平成20年度までの暫定評価期間においては、平成16年財政再計算の前提を下回っている¹。また、ベンチマークとの対比で見ると、全体では、ベンチマーク並みの収益率を概ね確保した。

平成19年度、平成20年度といった不安定な市場の状況の下においては、管理運用法人は、適切かつ機動的なリスク管理を行い、また、運用受託機関の選定、管理及び評価についても適切に実施し、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。

年金積立金の運用については、今後も、長期的な観点から安全かつ効率的に実施されていくことを大いに期待したい。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

組織編成及び人員配置の見直し等の効率的な業務運営体制の確立については、積極的な組織編成及び人員配置の見直しを行うとともに、人事評価制度を本格的に実施に移し、その中で、評価結果を職員の手当に反映させるなど積極的な対応がなされている。

また、業務運営能力の向上のため、積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めてきており、人件費の制約がある中、最大限の努力を行っているとは評価できる。また、職員の専門性の向上のために、一般研修、専門実務研修の実施や証券アナリストの資格取得のための支援を行い、資格者の数を着実に増加させるなど、積極的な取組が行われていると評価する。今後も、引き続き効率的な業務運

¹ なお、平成15年度（平成16年財政再計算の推計初年度）からの6年間、平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの8年間で見ると、年金積立金全体の運用実績は、平成16年財政再計算の前提を上回っている。

営体制の確立を図るとともに、業務運営能力の向上を図る観点から、質の高い人材の確保及び育成を進めることが必要である。

業務管理の充実については、理事長直轄の経営管理会議等を十分に活用し、四半期ごとに中期計画・年度計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出すことにより、ホームページや業務概況書の見直しなどといった実際の業務改善に結びつけている。

また、「コンプライアンス委員会」や「運営リスク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」といった各種会議を設置し、さらにその会議の内容の役職員への周知、研修の実施等を行うことにより、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や法令遵守、受託者責任の徹底に取り組んでいる。

さらに、監事による監査については、独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、各年度当初に監事監査計画を作成の上で監査を実施するとともに、理事長直轄の監査室を新設し、監事とも連携しながら監査を行うなど、内部監査の充実・強化を図っている。

資産統合管理システムの整備及び業務システムの最適化については、中期目標等の要請を一年前倒しして平成18年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、平成21年度の稼働に向け、着実に計画を推進している。今後は、システムの整備・強化や、実際の業務上の意思決定の場面においてどのように活用するかという点について、着実に検討を進め、業務のより一層の改善につなげることが必要である。

業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果としては、まず、運用受託機関に対する手数料の水準について、3年間を通じて引き下げを図っており、平成18年度は約3.1億円、平成19年度は約6.6億円の経費節減を実現している。また、平成20年度については、平成19年度に1つの資産の管理を1つの資産管理機関に集約することとし、平成20年度に順次資産移管を実施したことにより、事務の効率化及び管理コストの大幅な低減が図られ、約12億円の節減効果が認められた。これに運用受託機関に対する手数料の引き下げもあわせると、平成20年度において約15.7億円の節減効果の実現が認められ、経費節減に努めていることは評価できる。さらに、随意契約等の見直しについては、一般競争入札及び企画競争・公募による契約を大幅に増加させており、評価に値する。

また、中期目標及び中期計画に定められた経費節減目標については、一般管理費、人件費、業務経費のいずれも平成20年度までにおいて目標数値を達成しているが、年金積立金の運用に当たっては、金融分野における高度な専門知識を有する人材の確保・育成や、業務の効率的な運営のためのシステムの整備・強化が不可欠であり、

全独立行政法人一律の経費節減目標の制約については、慎重に検討する必要がある。

(2) 業務の質の向上に関する取組について

受託者責任の徹底への取組については、意思決定の仕組みの構築による責任体制の明確化、前述のコンプライアンス委員会の開催や、コンプライアンス研修の実施など、着実な取組が行われている。また、運用受託機関等を集めての説明会において関係法令及びガイドラインの遵守を徹底することや、定期ミーティング等において運用状況やリスク管理の状況の報告を求めることにより、運用受託機関等に対する受託者責任の徹底についても積極的に取り組んでいると評価できる。

引き続き、法令遵守の徹底等について内部統制の強化を図ること等により、適切な対応を行うよう求めたい。

また、調査研究については、管理運用手法の高度化等の観点から、外部の専門調査研究機関への調査の委託等により、時宜に即した適切なテーマについて積極的に取り組んでいると評価できる。今後も管理・運用の更なる高度化を進めるための調査研究を行うことが重要である。

情報公開に係る取組については、毎年度業務概況書やホームページを視覚的に分かりやすくするなどの改善が行われており、平成20年度においても、外部の評価やアンケート結果を基にしたホームページの改善、年金積立金の管理及び運用に関するQ&Aのホームページへの掲載、四半期ごとの運用状況資料の英語版の作成など、積極的な対応が行われ、外部機関からも高い評価を受けるなど、利用が進んでいる点は評価できる。

今後も、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、広報活動の充実・強化を図るよう、一層の努力を期待したい。

(3) 財務内容の改善等について

財務内容の改善に関する事項については、中期目標及び中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成17年度と比較して一般管理費及び業務経費ともに経費節減及び事業の効率化が図られており、予算の適切かつ効率的な執行がなされていると評価できる。

(4) 年金積立金の管理及び運用に関する事項

① 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

平成19年度、平成20年度は、サブプライムローン問題に端を発した景気の先行きに対する不透明感やリーマン・ショックにより拡大した金融危機及びその実体

経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落したことに加え、対ドル、対ユーロを中心に為替市場で急速に円高が進んだ影響もあり、平成18年度はプラスの収益率となったものの、平成19年度及び平成20年度はマイナスの収益率となった。一方、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、年金積立金の運用実績と平成16年財政再計算上の前提を比較すると、平成18年度から平成20年度までの暫定評価期間においては、平成16年財政再計算の前提を下回っている²。

また、ベンチマーク収益率の確保という観点からは、平成18年度から平成20年度の暫定評価期間で見た場合、国内債券はマイナス0.02%（平成16年度から平成20年度までの5年間では0.00%。以下、同じ。）、外国債券はマイナス0.04%（マイナス0.01%）、短期資産については0.09%（0.06%）と概ねベンチマーク並み、外国株式についてはマイナス0.13%（マイナス0.18%）で、配当課税要因（マイナス0.19%）を除くと概ねベンチマーク並み、国内株式についてはマイナス0.23%（0.16%）とベンチマークを下回るものの、全体では、ベンチマーク並みの収益を概ね確保した。

管理運用法人の中期計画においては、「運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。」こととされており、管理運用法人においては、平成20年度における不安定な市場動向の下にあって、緊急に随時ミーティングを行い、外国債券アクティブ及び外国株式アクティブ運用受託機関の投資行動及びリスク管理状況を把握し、運用スタイルと異なる投資行動をとっていないかなどを確認するとともに、その後の通常のリスク管理ミーティングにおいても同様の趣旨から、アクティブ運用受託機関等の投資行動及びリスク管理状況を確認し、リスク管理を適切かつ機動的に行ったことは評価できる。

また、運用受託機関の評価についても、定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価や運用受託機関の構成の見直しの結果、平成18年度は15社、平成19年度は18社、平成20年度は14社について資金配分を停止し、また、平成18年度は2社、平成19年度は6社、平成20年度は12社について解約等をするなど、適切な対応を行っている。

さらに、運用受託機関の選定については、平成18年度に外国債券アクティブ、平成19年度に国内債券パッシブ及び国内株式アクティブ、平成20年度に外国株

² なお、平成15年度（平成16年財政再計算の推計初年度）からの6年間、平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの8年間で見ると、年金積立金全体の運用実績は、平成16年財政再計算の前提を上回っている。

式アクティブの運用機関の選定を行っている。選定に当たっては、あらかじめ定めた基準に基づき公募を行い、運用コンサルティング会社を活用しつつ、投資方針や運用プロセス、組織・人材やコンプライアンス及び事務の管理体制について精査し、委託手数料を含む総合評価結果を踏まえて、適切に選定を実施していると評価できる。なお、運用受託機関等の選定・管理については、運用収益確保のために重要な課題であり、運用手法の見直しも含め、取り組みを強化する必要がある。

さらに、市場及び民間への活動の影響に対する配慮、年金給付のための流動性の確保についても、財政融資資金からの償還金、財投債の満期償還金等の資金を活用して適切に行っているが、今後、新規資金の寄託がなくなることが想定されることから、寄託金の償還、年金特別会計への納付、ポートフォリオの管理（リバランス）において、資産の売却が必要になることが考えられる。従って、次期中期目標期間においては、寄託金の償還等に万全を期すための短期借入金の導入や金融市場に関する情報収集・分析の強化等により適切な寄託金の償還等やリバランスの実施ができるようにされたい。

② 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成について

管理運用法人は、経済前提、長期的運用利回り、ポートフォリオ全体のリスクなどを踏まえて基本ポートフォリオを策定し、毎年度、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数が策定時に想定したものと乖離が生じていないかについて、その分析手法を精緻化させつつ、慎重な検証を行い、基本ポートフォリオを見直す必要がないことを確認している。また、平成18年度、平成19年度においては、基本ポートフォリオへの円滑な移行という目標を踏まえ、適切な移行ポートフォリオを策定し、適切に管理したと認められる。

また、現中期目標期間が平成21年度で終了することを見据え、次期基本ポートフォリオの策定に向けて、平成20年度から、運用委員の専門的な知見を十分に活かし、幅広い観点から最新の知見も取り入れながら精力的に検討を行っており、次期中期計画に向けた積極的な対応として評価できる。

③ 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

平成18年度、平成19年度においては、平成20年度における基本ポートフォリオの達成に向け、移行ポートフォリオを適切に管理し、また、平成20年度においても基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産配分を通じて乖離許容幅に収まるように適切に管理を行った結果、あらかじめ定めた乖離許容幅に収まっており、基本ポートフォリオを達成したと評価できる。

運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示すことや、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況を逐一把握するなど、各年度において適切な取組を行っている。

管理運用法人は、運用の効率化や必要な流動性の確保の観点から、運用資産の一部（国内債券パッシブ運用の一部、引受財投債の全額及び短期資産）について、資産管理機関を利用しつつ、自ら管理及び運用を行っている。管理運用法人における自家運用については、平成19年度に運用部からインハウス運用室として独立させ、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行うこととし、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認してきており、内部牽制機能を強化し、リスク管理状況の確認を客観的に行うことができる体制を構築している。

株主議決権の行使については、企業経営等に与える影響に配慮しつつ、運用受託機関にガイドラインの策定及びその遵守を求めるなどの取組を行い、改善が必要な事項については運用受託機関に改善を求めるなど、適切な対応を行っていると認められる。

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０																	
第 ２ 業務運営の効率化に関する事項 1． 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	第 １ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1． 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。	第 １ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1． 効率的な業務運営体制の確立 （１）平成１８年４月１日の年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）設立時において、効率的かつ効果的な業務を遂行するために組織体制及び人員配置についての組織編成を行い、その後も、より一層の効率化等を図るために体制整備を行った。 ① 理事長による意思決定を支える体制を次のとおり構築した。 ア 理事長が管理運用法人運営、年金積立金の管理及び運用業務に係る事業の実施過程における基本事項の把握並びに事業の進捗状況等を把握し、必要な指示を行うことに資するため、部長相当職以上で構成する「経営管理会議」を設置し、以下のとおり開催した。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>経営管理会議</td><td>11 回</td><td>16 回</td><td>16 回</td></tr></table> イ 年金積立金の管理及び運用業務に係る重要事項に関し、理事長の意思決定に資するため、部長相当職以上及び議案担当職員で構成する「企画会議」を設置し、以下のとおり開催した。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>企画会議</td><td>28 回</td><td>33 回</td><td>34 回</td></tr></table> なお、経営管理会議及び企画会議をより一層効率的な会議運営とするため、議事事項等の見直しについて検討した。（平成２１事業年度４月上旬実施） ② 組織体制等の見直し 【平成１８事業年度】 ア より適正な監査の実施の確保を図る観点から、従来の総務部監査課について総務部から独立させ、理事長直轄の監査室を新設した。 イ 監査室の独立及び融資・施設事業の他法人への移行等に対応する業務減に伴い、かつ、管理機能を効率的及び効果的に発揮させるため、従来の総務部及び経理部を統合し、管理部とした。 ウ 運用部については、リスク管理の充実を図るとともに、個別の運用受託機関の評価・管理及び資産全体の評価・管理の効率的な連携を図るために、リスク管理、パフォーマンス評価に関する業務を担う専任担当部署を新設した。また、企画部については、新たに運用委員会に関する業務を所掌させるなど、管理運用法人設立に伴う所要の業務の見直しを行った。 エ 情報化の推進等の強化のため、関連する要員、予算等を全般にわたり総合調整して推進する責任者として、情報化統括責任者（ＣＩＯ（Chief Information Officer））を設置し、これに理事を充てるとともに、その支援及び助言等を行うことを任務とする「情報化統括責任者補佐官（ＣＩＯ補佐官）」を外部から公募し、選定した。		18 年度	19 年度	20 年度	経営管理会議	11 回	16 回	16 回		18 年度	19 年度	20 年度	企画会議	28 回	33 回	34 回	A 4.00	A 4.00	A 4.00	A 4.00
	18 年度	19 年度	20 年度																			
経営管理会議	11 回	16 回	16 回																			
	18 年度	19 年度	20 年度																			
企画会議	28 回	33 回	34 回																			

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０	
		オ 法令遵守の徹底等のため、「公益通報者保護法」及び「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」（内閣府作成）を踏まえ、内部通報制度を設け、通報窓口、手続き等について体制面も含め整備した。 【平成１９事業年度】 ア 調査分析機能の向上及びインハウス運用に係る内部牽制機能の強化を図る観点から、企画部調査分析課及び運用部インハウス運用課について各部から独立させ、調査室及びインハウス運用室を設置した。 イ 業務及び人員を小さな単位（係）で分割していることの弊害を解消し、各部・室の課題及び業務に応じた柔軟かつ機動的な人員配置を可能とするなど業務の効率化を図る観点から、係制を廃止した。 ウ 年金積立金データ標準化（MRKサービス）業務の調達、導入に関する支援及び助言を行うことを任務とする「情報化統括責任者補佐官（ＣＩＯ補佐官）（MRKサービス導入担当）」を外部から公募し、選定した。 【平成２０事業年度】 ア 基本的な投資政策に係る企画立案機能の充実強化等を図るために次のような法人組織の見直しを行った。 ・ 資金配分（回収）案の作成、運用受託機関構成見直しの基本方針案の策定等、運用部が所掌していた企画立案業務のうち基本的な投資政策に係るものを企画部に移管するとともに、所要の人員を配置することにより体制を整備する。 ・ 運用部内の業務の再整理を行い、企画調整に関する業務、リスク管理及び運用評価に関する業務、委託先ファンドの管理業務をそれぞれ所掌する課に再編し、管理運用体制を充実強化する。 イ 「情報化統括責任者補佐官（ＣＩＯ補佐官）」を採用し、情報管理体制の充実を図るために、ＣＩＯ補佐官を「情報セキュリティアドバイザー」として充てた。 ③ 会議体の設置 管理運用法人における効率的かつ効果的な業務運営の確保等を図るため、情報・認識を共有し、解決策の議論を行うなどの場として、関係役職員からなる会議体を次のとおり設置した。 【平成１８事業年度】 ・ 情報システム委員会 ― 情報化の推進及び情報システムの最適化計画等の推進 ・ 契約審査会 ― 契約手続きの公正性の確保 ・ コンプライアンス委員会（幹部職員と法務に関する外部有識者で構成） ―法令遵守及び受託者責任等の徹底 【平成１９事業年度】 ・ 運営リスク管理委員会 ― 管理運用法人の業務遂行上の様々なリスクの発生防止及				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
		び管理・対応等 【平成２０事業年度】 ・ 情報セキュリティ委員会 ― 情報セキュリティ対策の推進等 ④ その他 法務、税務等高度な専門的知識等を要する業務については、外部の専門機関たる法律事務所及び会計事務所を引き続き積極的に活用した。 （２）人事評価制度は、職員の能力の向上、管理職の管理能力の強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、業務遂行への取組及び成果（管理運用法人の業績への貢献度）を評価する「実績評価」並びに職員の職務遂行能力を評価する「能力評価」を行うものである。 【平成１８事業年度】 人事評価制度に係る人事評価制度実施計画書（案）及び人事評価制度実施規程（案）を策定し、管理職（課長相当職以上）を対象に、人事評価制度の目的及び評価方法等について研修を３回実施し、能力評価について一次評価者（課長相当職）及び二次評価者（部長相当職）による評価シートの作成等を実践的に試行した。 【平成１９事業年度】 人事評価制度に係る人事評価制度実施規程を制定・施行し、前年度に引き続き、評価者（管理職）を対象に評価者のあり方、評価方法等についての評価者研修を実施するとともに、全職員を対象とした人事評価制度の目的及び評価方法等について説明会を行ったのち、平成２０年１月より試行的に人事評価制度の運用を開始した。 また、人事評価（職員の勤務実績）を適正に給与へ反映させるため、給与上昇カーブのフラット化、号俸の細分化等本俸表を見直す給与規程の改正を行い、平成２０年１月から施行した。 【平成２０事業年度】 試行的評価を踏まえ一部改善を行った上で、当年度より本格的評価を開始し、上期実績評価（４～９月）を１０～１１月に実施し、その結果を１２月期の奨励手当（国家公務員の勤勉手当に相当するもの）に反映させた。また、能力評価（４～１２月）については、平成２１年１～２月に実施し、３月に「フィードバック面談」を行い、被評価者に結果を通知するとともに、平成２１年４月の人事の参考とした。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																																
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																																																	
第２ 業務運営の効率化に関する事項 ２．業務運営能力の向上 職員の採用に当たって、資質の高い人材を広く求めるとともに、職員の資質の向上を図るため、研修の充実、資格取得の奨励、他の関係機関との人事交流等に積極的に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図ること。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ２．業務運営能力の向上 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 また、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ２．業務運営能力の向上 （１）職員の採用に当たっては、資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告、転職情報サイト等を活用し、民間の運用実務経験者等の募集を行った。 また、実務経験者等を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」において、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 その結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用した。 採用者の配置に当たっては、民間での経験及び能力等を評価し、専門性が最大限活かせる部署に決定した。 なお、処遇については、年齢及び学歴のみならず、保有資格、民間での運用等の経験の内容及びその期間等を十分考慮した上で決定した。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>応募者総数</td><td>196 名</td><td>71 名</td><td>158 名</td></tr><tr><td>採用者数</td><td>8 名</td><td>7 名</td><td>5 名</td></tr></table> （２）職員の資質の向上等を図るため、各年度において資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画を策定し、研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>研修回数（合計）</td><td>62 回</td><td>85 回</td><td>86 回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>561 名</td><td>552 名</td><td>502 名</td></tr></table> ① 一般研修（職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修） ア コンプライアンス研修 法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、法令遵守についての職員の意識向上を図った。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>1 回（3 月）</td><td>1 回（11 月）</td><td>1 回（2 月）</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>82 名</td><td>83 名</td><td>82 名</td></tr></table> イ メンタルヘルス研修 職員の健康保持増進を図る観点から、職員個々の「こころの健康診断」を実施し、メンタルヘルスについての意識向上を図った。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>1 回（12 月）</td><td>1 回（2 月）</td><td>1 回（2 月）</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>78 名</td><td>82 名</td><td>73 名</td></tr></table>		18 年度	19 年度	20 年度	応募者総数	196 名	71 名	158 名	採用者数	8 名	7 名	5 名		18 年度	19 年度	20 年度	研修回数（合計）	62 回	85 回	86 回	参加延べ人数	561 名	552 名	502 名		18 年度	19 年度	20 年度	研修回数	1 回（3 月）	1 回（11 月）	1 回（2 月）	参加人数	82 名	83 名	82 名		18 年度	19 年度	20 年度	研修回数	1 回（12 月）	1 回（2 月）	1 回（2 月）	参加人数	78 名	82 名	73 名	A 4.00	A 3.86	A 3.85	A 3.90
	18 年度	19 年度	20 年度																																																			
応募者総数	196 名	71 名	158 名																																																			
採用者数	8 名	7 名	5 名																																																			
	18 年度	19 年度	20 年度																																																			
研修回数（合計）	62 回	85 回	86 回																																																			
参加延べ人数	561 名	552 名	502 名																																																			
	18 年度	19 年度	20 年度																																																			
研修回数	1 回（3 月）	1 回（11 月）	1 回（2 月）																																																			
参加人数	82 名	83 名	82 名																																																			
	18 年度	19 年度	20 年度																																																			
研修回数	1 回（12 月）	1 回（2 月）	1 回（2 月）																																																			
参加人数	78 名	82 名	73 名																																																			

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																																																			
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																																																																				
		ウ 管理職研修 管理職等の管理能力の向上を図る観点から、研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>2 回（3 月）</td><td>2 回（12、1 月）</td><td>2 回（10、3 月）</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>11 名</td><td>17 名</td><td>24 名</td></tr></table> エ 基礎研修 新たに採用した職員の基礎知識の習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等について研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>5 回（9～2 月）</td><td>3 回（4～3 月）</td><td>2 回（4～7 月）</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>8 名</td><td>8 名</td><td>7 名</td></tr></table> オ 担当者研修 担当職員の資質の向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>9 回（7～2 月）</td><td>9 回（5～3 月）</td><td>10 回（7～2 月）</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>12 名</td><td>11 名</td><td>10 名</td></tr></table> カ 英語力向上研修 業務で使用する高度な英語力の更なるレベルアップを図るため、一定程度以上の語学力を有する者に対して専門学校を活用した研修を平成２０事業年度より実施（１名 ６月間）した。 ② 業務研修（資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修） ア 初級・中級業務研修 年金積立金の管理及び運用に係る業務に必要な基礎知識の習得及び必要な知識のレベルアップを図るための研修を実施した。 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">18 年度</td><td colspan="2">19 年度</td><td colspan="2">20 年度</td></tr><tr><td>開催日</td><td>参加人数</td><td>開催日</td><td>参加人数</td><td>開催日</td><td>参加人数</td></tr><tr><td rowspan="2">初級</td><td>4 月（8 講座）</td><td>10 名</td><td>4 月（7 講座）</td><td>10 名</td><td rowspan="2">11 月～12 月（8 講座）</td><td rowspan="2">6 名</td></tr><tr><td>9 月（9 講座）</td><td>9 名</td><td>10 月（7 講座）</td><td>10 名</td></tr><tr><td>中級</td><td>12 月～3 月（12 講座）</td><td>16 名</td><td>12 月～3 月（12 講座）</td><td>16 名</td><td>1 月～2 月（8 講座）</td><td>10 名</td></tr></table>		18 年度	19 年度	20 年度	研修回数	2 回（3 月）	2 回（12、1 月）	2 回（10、3 月）	参加延べ人数	11 名	17 名	24 名		18 年度	19 年度	20 年度	研修回数	5 回（9～2 月）	3 回（4～3 月）	2 回（4～7 月）	参加人数	8 名	8 名	7 名		18 年度	19 年度	20 年度	研修回数	9 回（7～2 月）	9 回（5～3 月）	10 回（7～2 月）	参加人数	12 名	11 名	10 名		18 年度		19 年度		20 年度		開催日	参加人数	開催日	参加人数	開催日	参加人数	初級	4 月（8 講座）	10 名	4 月（7 講座）	10 名	11 月～12 月（8 講座）	6 名	9 月（9 講座）	9 名	10 月（7 講座）	10 名	中級	12 月～3 月（12 講座）	16 名	12 月～3 月（12 講座）	16 名	1 月～2 月（8 講座）	10 名				
	18 年度	19 年度	20 年度																																																																						
研修回数	2 回（3 月）	2 回（12、1 月）	2 回（10、3 月）																																																																						
参加延べ人数	11 名	17 名	24 名																																																																						
	18 年度	19 年度	20 年度																																																																						
研修回数	5 回（9～2 月）	3 回（4～3 月）	2 回（4～7 月）																																																																						
参加人数	8 名	8 名	7 名																																																																						
	18 年度	19 年度	20 年度																																																																						
研修回数	9 回（7～2 月）	9 回（5～3 月）	10 回（7～2 月）																																																																						
参加人数	12 名	11 名	10 名																																																																						
	18 年度		19 年度		20 年度																																																																				
	開催日	参加人数	開催日	参加人数	開催日	参加人数																																																																			
初級	4 月（8 講座）	10 名	4 月（7 講座）	10 名	11 月～12 月（8 講座）	6 名																																																																			
	9 月（9 講座）	9 名	10 月（7 講座）	10 名																																																																					
中級	12 月～3 月（12 講座）	16 名	12 月～3 月（12 講座）	16 名	1 月～2 月（8 講座）	10 名																																																																			

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																				
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																																					
		イ 外部有識者研修 外部有識者を講師として招き、金融・資産運用や次期基本ポートフォリオ策定にかかる事項等をテーマとした研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>6 回（5～3 月）</td><td>5 回（5～3 月）</td><td>7 回（5～3 月）</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>193 名</td><td>137 名</td><td>131 名</td></tr></table> ウ 情報セキュリティ研修 I T リテラシーの向上を図るため、また、情報セキュリティポリシーの制定にあたり、情報セキュリティに関する研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>1 回（3 月）</td><td>1 回（1 月）</td><td>1 回（2 月）</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>73 名</td><td>73 名</td><td>82 名</td></tr></table> ③ 外部セミナー等への参加 資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るため、外部で企画されたセミナー等に参加させた。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>セミナー数</td><td>34 セミナー</td><td>59 セミナー</td><td>56 セミナー</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>69 名</td><td>104 名</td><td>70 名</td></tr></table> ④ 専門実務研修の一環として、金融等に関する基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として、職員の大学院入学補助制度を創設し、職員を入学させた。 ・平成１９年４月入学（平成２１年３月卒業 ファイナンス修士（MBA）の学位取得） １名 ・平成２１年４月入学（平成２３年３月卒業予定）１名 ⑤ 運用機関主催の研修や内外で開催される国際機関主催会議等に職員等を派遣し、併せて海外の公的年金基金と意見交換を行うことにより、海外年金基金の最新の動向等の情報を取得するとともに、報告会を開催して役職員で情報を共有した。 【平成１８事業年度】 会 議：６月（アムステルダム） 報告会：７月 会 議：１０月（ソウル） 報告会：１０月		18 年度	19 年度	20 年度	研修回数	6 回（5～3 月）	5 回（5～3 月）	7 回（5～3 月）	参加延べ人数	193 名	137 名	131 名		18 年度	19 年度	20 年度	研修回数	1 回（3 月）	1 回（1 月）	1 回（2 月）	参加人数	73 名	73 名	82 名		18 年度	19 年度	20 年度	セミナー数	34 セミナー	59 セミナー	56 セミナー	参加延べ人数	69 名	104 名	70 名				
	18 年度	19 年度	20 年度																																							
研修回数	6 回（5～3 月）	5 回（5～3 月）	7 回（5～3 月）																																							
参加延べ人数	193 名	137 名	131 名																																							
	18 年度	19 年度	20 年度																																							
研修回数	1 回（3 月）	1 回（1 月）	1 回（2 月）																																							
参加人数	73 名	73 名	82 名																																							
	18 年度	19 年度	20 年度																																							
セミナー数	34 セミナー	59 セミナー	56 セミナー																																							
参加延べ人数	69 名	104 名	70 名																																							

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価								
			H 1 8	H 1 9	H 2 0									
		【平成１９事業年度】 会 議：９月（モスクワ） 報告会：１０月 研 修：１０月（ボストン） 報告会：１２月 会 議：１１月（シンガポール） 報告会：１２月 会 議：２月（蘇州） 報告会：３月 【平成２０事業年度】 研 修：４月（ボストン、ニューヨーク） 報告会：４月（ニューヨーク）、７月（ボストン） 会 議：９月（ジュネーブ）、１０月（京都） 報告会：１０月（ジュネーブ）、１１月（京都） ⑥ 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 <table><tr><td></td><td>18 年度末</td><td>19 年度末</td><td>20 年度末</td></tr><tr><td>二次合格者数（累積）</td><td>13 名</td><td>15 名</td><td>16 名</td></tr></table> （３）他の関係機関との人事交流については、職員の業務運営能力の向上を図る観点から、専門性を確保すること等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について検討を行った。 その結果、人事交流の一環として、平成２０事業年度より、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）から研修生１名を受け入れた。		18 年度末	19 年度末	20 年度末	二次合格者数（累積）	13 名	15 名	16 名				
	18 年度末	19 年度末	20 年度末											
二次合格者数（累積）	13 名	15 名	16 名											

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成1 8 事業年度～平成2 0 事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価												
			H 1 8	H 1 9	H 2 0													
第2 業務運営の効率化に関する事項 3. 業務管理の充実 業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価等を適切に行うとともに、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行うこと。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 業務管理の充実 中期計画及び年度計画の達成状況等を組織的かつ定期的に把握し、内部評価を実施することにより、業務の改善を図り、円滑な業務運営に資するよう努める。 また、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行う。 さらに、外部監査を毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 業務管理の充実 （1） ① 中期計画及び年度計画の達成状況等について、あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、経営管理会議において各四半期終了後に把握した。その際、各個別の目標ごとの評価を併せて行い、問題点や課題を抽出するとともにその解決策を見つけるように努め、事業運営の改善が図られるようにした。 また、経営管理会議における評価結果等の内容については、各職員に対して個別に連絡して周知するとともに、それぞれの担当業務の目標設定、達成度合いの把握とそれに対する評価を四半期ごとに繰り返すことを通じて、職員一人一人が自己の業務遂行上の課題の把握及びその解決を図ることにより業務運営の改善を常に考えながら業務を行うよう努めた。 ② 職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任等の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理を次のとおり行った。 ア 管理運用法人設立に当たり、管理運用法人の使命及びそれに対する役職員の取組姿勢として「使命・運用理念・行動指針」を策定し、役職員に周知を行うとともに、ホームページにも掲載した。 イ 法令遵守及び受託者責任等の徹底を図るとともに、コンプライアンスの推進を行うことを目的とした「コンプライアンス委員会」（幹部職員と法務に関する外部有識者で構成）を設置し、コンプライアンス推進のための対応策について審議を行った。 具体的な対応策としては、平成1 9 事業年度において役職員の服務規律の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を作成し役職員に配付し、その後も、必要に応じて改訂を行った。 また、外部講師を招くなど役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>1 回 (3 月)</td><td>1 回 (11 月)</td><td>1 回 (2 月)</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>82 名</td><td>83 名</td><td>82 名</td></tr></table> ウ 管理運用法人における運営リスク管理体制を確保するため、運営リスク管理に関する重要事項を審議する「運営リスク管理委員会」を設置し、平成1 9 事業年度より毎年、運営リスク及びその対応状況等の自己評価（リアセスメント）の取りまとめについて報告するとともに、役職員へ周知を図った。 また、運用委員会において運営リスクの状況についての報告を行った。 エ 平成1 8 事業年度に、公益通報者保護法及び公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドラインを踏まえ、役職員の法令その他の規程等の違反等に関する通報処理を行う内部通報制度を設けるとともに、役職員へ周知を図った。 なお、当該制度を実効性のあるものとするため、通報の受付窓口を管理運用法人内部に設けるだけでなく、顧問弁護士にも担ってもらうこととするとともに、通報の段階から理事長及び監事に報告することとした。		18 年度	19 年度	20 年度	研修回数	1 回 (3 月)	1 回 (11 月)	1 回 (2 月)	参加人数	82 名	83 名	82 名	A 3.71	A 3.86	A 3.85	A 3.80
	18 年度	19 年度	20 年度															
研修回数	1 回 (3 月)	1 回 (11 月)	1 回 (2 月)															
参加人数	82 名	83 名	82 名															

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
		オ 管理運用法人が行う情報セキュリティ対策等を審議するための「情報セキュリティ委員会」を平成２０事業年度に設置し、情報セキュリティ対策基準等について審議し、政府統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」を策定した。 同ポリシーは平成２１年２月に制定し、準備期間を経て同年４月から実施した。 （２） ① 監事による監査については、次のとおり取組を実施した。 ア 平成１８年４月に、監査の実施に関する権限等を規定した監事監査規程を制定し、理事長あて通知した。 イ 監事監査規程に基づき各年度当初に監事監査計画を作成のうえ理事長あてに通知し、これを踏まえて各部室に対して監事監査を実施した。 ウ 運用委員会等を傍聴したほか、経営管理会議への出席及び企画会議提出資料等の閲覧を行った。 エ 理事以上決裁文書等の監事回付文書により、業務運営状況を把握し、必要に応じて関係部室と質疑を行った。 オ 監査結果等を踏まえ、理事長、理事等と意見交換を行った。 ② 監査法人による監査については、各年度とも期中監査を毎月実施するとともに、各年度決算について会計監査を実施した。また、監査報告書については、運用委員会に報告した。 ③ 内部監査については、各年度の監査実施計画及び内部監査実施手順書等に基づき、法令遵守、受託者責任の徹底及び内部統制の体制整備・運用状況等を中心に監査を実施した。また、その結果については内部監査報告書にとりまとめ、理事長に提出するとともに、各部室へ結果報告を行った。 ④ 内部監査の充実・強化については、次の取組を実施した。 ア 業務組織から独立させた監査体制を確立するため、管理運用法人設立時に、理事長直轄の監査室を新設し、監査体制の強化を図った。 イ 内部監査のあり方等を検討（監査事項等の全面的な見直し及びコンプライアンス事項の全面的な点検等を含む。）し、内部監査の基本的考え方及び内部監査実施手順書を策定した。 ウ 監査実施計画の策定及び監査結果については、監事と協議、意見交換を行い、連携を図った。 エ 内部監査の終了後等において、監査対象部署との間で、指導事項等の認識の共有や今後の迅速な業務改善への反映を目的とした意見交換会を実施するとともに、指導事項等の改善状況のチェックのためのフォロー監査を実施した。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
第２ 業務運営の効率化に関する事項 ４．事務の効率的な処理 （１）運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行うこと。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ４．事務の効率的な処理 （１）運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行う。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ４．事務の効率的な処理 （１）年金積立金の管理及び運用に関する情報システム（以下「資産統合管理システム」という。）の整備等について、以下の取組を行った。 ① システム改修等 【平成１８事業年度】 ア 管理運用法人設立時における独立行政法人会計基準への移行に伴う改修を行い、会計基準の変更に対して適切に対応した。 イ 自家運用に係る資産管理業務を資産管理機関へ委託（平成１７事業年度実施）したことに伴う所要の改修を行うとともに、情報端末の見直しを実施し、金融情報取得機器を４台削減した。 【平成１９事業年度】 ア ベンチマーク変更等に対応するための所要のシステム改修を行い、資産管理に対して適切に対応した。 イ 情報端末等の見直しを行い、金融情報取得機器を１台削減した。 【平成２０事業年度】 NOMURA－B P I の A B S 組み入れ及び自家運用・B P I 国債型パッシブファンドにおける証券貸付運用に対応するための所要のシステム改修を行い、適切な資産管理のための対応を行った。 ② 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成１７年６月２９日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）（以下、「実現方策」という。）に基づき、次のとおり情報化の推進等に係る体制を強化した。 ア 平成１８事業年度において、情報化推進等の責任者として「情報化統括責任者（C I O）」を設置し、これに理事を充て、また、情報化統括責任者（C I O）に対する支援及び助言等を行うことを任務とし、情報システム等に関する専門的知見及び経験を有する「情報化統括責任者補佐官（C I O 補佐官）」を外部から公募し、選定を行った。 イ 平成１９事業年度において、年金積立金データ標準化（MRKサービス）業務の調達及び導入に関する支援及び助言を行うことを任務とする「情報化統括責任者補佐官（C I O 補佐官）（MRKサービス導入担当）」を外部から公募し、選定を行った。 ウ 平成２０事業年度において、「業務・システム最適化計画」推進のため、プロジェクト管理を行うことを任務とする「プロジェクトマネージャー」を配置した。 エ 平成１８・１９事業年度において、情報システム等の実務経験者を採用し、システム担当者を増員した。 オ 業務の効率的な実施を図るため「情報システム委員会」を設置した。	A 4.14	A 3.71	A 3.57	A 3.80

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価								
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０									
（２）業務及びシステムの最適化を図るため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成１９年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施すること。	（２）システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、業務運営の合理化及びシステム調達における透明性の確保等を図る。このため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成１９年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施する。	<table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>情報システム委員会</td><td>7 回</td><td>12 回</td><td>10 回</td></tr></table> （２）「実現方策」に基づき、次のとおり業務・システムの最適化に取り組んだ。 【平成１８事業年度】 業務・システムの監査及び刷新可能性調査（平成１７事業年度実施）の結果において、運用状況把握の迅速化の必要性及びセキュリティ対策が不十分であることの指摘を受けたことを踏まえ、業務・システム最適化計画（案）の策定作業を進め、平成１９年２月下旬には、当該計画（案）に対してパブリックコメントを募集し、平成１９年３月２８日に、中期目標及び「実現方策」の要請よりも１年前倒しで、業務・システム最適化計画を決定、公表した。 その内容については、資産管理機関からのデータ受領の日次化、データ標準化作業の外部専門家への委託、データベースの一元管理化、経理帳票の見直し等を進め、併せてセキュリティ対策や処理能力も強化して、業務の効率化及び質の向上を図るものとした。 平成１９事業年度の調達実施に向けて、業務・システム最適化計画を踏まえ調達仕様書（案）を作成し、資産統合管理システムの見直しに着手した。 【平成１９事業年度】 業務・システム最適化計画に基づき、「年金積立金データ管理（G P D R）システムの設計開発及び初期保守業務」及び「年金積立金データ標準化（MR Kサービス）業務」の仕様書に関する意見招請を経て、一般競争入札（総合評価落札方式）により落札者を決定し、計画どおり設計・開発に着手した。 【平成２０事業年度】 「年金積立金データ管理（G P D R）システム」について、基本設計書の確定に時間を要し、スケジュールの調整を実施したが、平成２１年度の稼動を含めた主要マイルストーンは維持しつつ設計・開発を推進した。 「年金積立金データ標準化（MR Kサービス）」について、平成２１年６月のサービス開始に向け、業務内容規定書及びサービスレベル合意書（S L A）について内容検討を実施、また、MR Kサービス受託者と資産管理機関によるデータ授受に関するテストを行った。 『年金積立金データ管理（G P D R）システム』機器・運用に伴うサービスの提供業務」について、仕様書に関する意見招請を経て、一般競争入札（総合評価落札方式）により落札者を決定、第４四半期より機器等の納品及びサービスの提供を受けた。		18 年度	19 年度	20 年度	情報システム委員会	7 回	12 回	10 回				
	18 年度	19 年度	20 年度											
情報システム委員会	7 回	12 回	10 回											
（３）電子化・ペーパーレス化等により、事務の効率的かつ迅速な処理を推進すること。 （注）年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成１６年法律第１０５号）附則第８条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。	（３）事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進する。 （注）年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成１６年法律第１０５号）附則第８条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。	（３）管理運用法人L A Nを活用して、役職員が共有して使用する文書の閲覧及びメールによる連絡文書の周知を行うとともに、台帳等を電子化するなど文書の電子化・ペーパーレス化を図った。 【L A Nを活用した主な業務等】 ① 文書管理台帳化 ② 総合法令検索システムを活用した例規集 ③ 管理運用法人内共有情報（会議資料、申請・届出文書等） ④ 管理運用法人内の連絡・通知・回付文書 ⑤ 資料作成における調整作業												

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																										
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																											
第２ 業務運営の効率化に関する事項 ５．業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成１７年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて１２％以上節減すること。 このうち人件費については、「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）を踏まえ、平成１８年度以降の５年間に、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成１７年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて４％以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準とすること。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ５．業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成１７年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて１２％以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）を踏まえ、平成１８年度以降の５年間に、５％以上の削減を行う。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間において、平成１７年度を基準として４％以上の削減を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成１７年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて４％以上の節減を行う。 なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現する。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ５．業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）一般管理費については、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、各年度において、平成１７事業年度と比較して、経費のうち年度ごとに３～９％超を削減した計算（退職手当及び事務所移転経費を除く。）を作成し、その執行に当たり、一般競争入札及び企画競争・公募の実施並びに消耗品費等の節約により、引き続き業務の効率化に努めた。その結果、平成１７事業年度との比較で平成１８事業年度は１３．８％減、平成１９事業年度は１８．２％減、平成２０事業年度は１５．８％減の執行に抑えることができた。 (単位：百万円) <table><tr><th></th><th>17 年度 基準年度</th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>削除対象経費（予算額）</td><td>1,351</td><td>1,308</td><td>1,267</td><td>1,227</td></tr><tr><td>対 17 年度削減率</td><td>—</td><td>-3.2%</td><td>-6.2%</td><td>-9.2%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>1,164</td><td>1,105</td><td>1,137</td></tr><tr><td>対 17 年度比</td><td>—</td><td>-13.8%</td><td>-18.2%</td><td>-15.8%</td></tr><tr><td>対前年度比</td><td>—</td><td>—</td><td>-5.1%</td><td>2.9%</td></tr></table> <		17 年度 基準年度	18 年度	19 年度	20 年度	削除対象経費（予算額）	1,351	1,308	1,267	1,227	対 17 年度削減率	—	-3.2%	-6.2%	-9.2%	執行額	—	1,164	1,105	1,137	対 17 年度比	—	-13.8%	-18.2%	-15.8%	対前年度比	—	—	-5.1%	2.9%
	17 年度 基準年度	18 年度	19 年度	20 年度																												
削除対象経費（予算額）	1,351	1,308	1,267	1,227																												
対 17 年度削減率	—	-3.2%	-6.2%	-9.2%																												
執行額	—	1,164	1,105	1,137																												
対 17 年度比	—	-13.8%	-18.2%	-15.8%																												
対前年度比	—	—	-5.1%	2.9%																												

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																										
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０																																											
		(給与水準の適切性等) 年齢のみで比較した対国家公務員指数（年齢）は、平成１８事業年度以降各年度とも１６．６～１８．８ポイント国家公務員水準を上回っているが、学歴・勤務地域も加味した指数では、ほぼ同水準であり、適正な水準にあるものと考えている。 なお、資産運用についてのさらなる専門性の向上を図るための職員採用にあたっては、内定者が管理運用法人の給与水準が低いことを理由に採用を辞退するなど、給与水準が隘路になっている。 ラスパイレス指数 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>年齢</td><td>118. 8</td><td>116. 6</td><td>116. 9</td></tr><tr><td>年齢＋学歴＋勤務地域</td><td>102. 3</td><td>100. 0</td><td>99. 6</td></tr></table> (３) 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成１７事業年度と比較して、経費のうち年度ごとに１％～３％超を削減した予算（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）を作成し、その執行に当たり業務計画の見直し等による節減や一般競争入札、企画競争入札の拡大を行うなど、引き続き業務の効率化に努めること等により、平成１７事業年度との比較で平成１８事業年度は１１．７％減、平成１９事業年度は２３．４％減、平成２０事業年度は２８．４％減の執行に抑えることができた。 (単位：百万円) <table><tr><td></td><td>17 年度 基準年度</td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>削減対象経費（予算額）</td><td>1, 050</td><td>1, 040</td><td>1, 029</td><td>1, 019</td></tr><tr><td>対 17 年度削減率</td><td>—</td><td>-1. 0%</td><td>-2. 0%</td><td>-3. 0%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>927</td><td>804</td><td>752</td></tr><tr><td>対 17 年度比</td><td>—</td><td>-11. 7%</td><td>-23. 4%</td><td>-28. 4%</td></tr><tr><td>対前年度比</td><td>—</td><td>—</td><td>-13. 3%</td><td>-6. 5%</td></tr></table> (４) 随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成１８年８月２５日付け財計２０１７号））等を踏まえ、次の取組を実施した。 ① 一般競争入札及び競争性のある随意契約（企画競争・公募）の範囲の拡大 一般競争入札及び企画競争・公募の拡大に努めたこと等により、平成１８事業年度と比較し、一般競争入札は２回から１５回に、企画競争は７回から２２回に、公募は０回から９回に、それぞれ増加した。		18 年度	19 年度	20 年度	年齢	118. 8	116. 6	116. 9	年齢＋学歴＋勤務地域	102. 3	100. 0	99. 6		17 年度 基準年度	18 年度	19 年度	20 年度	削減対象経費（予算額）	1, 050	1, 040	1, 029	1, 019	対 17 年度削減率	—	-1. 0%	-2. 0%	-3. 0%	執行額	—	927	804	752	対 17 年度比	—	-11. 7%	-23. 4%	-28. 4%	対前年度比	—	—	-13. 3%	-6. 5%				
	18 年度	19 年度	20 年度																																													
年齢	118. 8	116. 6	116. 9																																													
年齢＋学歴＋勤務地域	102. 3	100. 0	99. 6																																													
	17 年度 基準年度	18 年度	19 年度	20 年度																																												
削減対象経費（予算額）	1, 050	1, 040	1, 029	1, 019																																												
対 17 年度削減率	—	-1. 0%	-2. 0%	-3. 0%																																												
執行額	—	927	804	752																																												
対 17 年度比	—	-11. 7%	-23. 4%	-28. 4%																																												
対前年度比	—	—	-13. 3%	-6. 5%																																												

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																											
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																																												
		【競争入札の主な事項】 <table><tr><th></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>実施回数</td><td>2 回</td><td>7 回</td><td>15 回</td></tr><tr><td>主な事項</td><td>○業務概況書と文英訳業務 ○行徳宿舍配水管修繕工事</td><td>○セキュリティ関連規程及びシステム管理文書等の整備に係るコンサルティング業務 ○年金積立金データ管理（GPDR）システムの設計開発及び初期保守業務 ○年金積立金データ標準化（MRK サービス）業務 他</td><td>○年金積立金データ管理（GPDR）システム機器・運用に伴うサービス提供 ○資産統合管理システム（IAMS）保守・運用支援業務 ○資産統合管理システム（IAMS）データ標準化業務 他</td></tr></table> 【企画競争・公募の主な事項】 <table><tr><th></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>実施回数</td><td>7 回</td><td>14 回</td><td>31 回</td></tr><tr><td rowspan="3">内訳</td><td>(企画)</td><td>(7 回)</td><td>(7 回)</td></tr><tr><td>(公募)</td><td>(0 回)</td><td>(7 回)</td></tr><tr><td>主な事項</td><td>○調査研究業務 ○C I O 補佐官業務 他</td><td>○調査研究業務 ○C I O 補佐官（MRK サービス導入担当）業務 ○基本ポートフォリオ策定等に係るコンサルティング業務 他</td><td>○調査研究業務 ○分析ツール・情報端末利用契約 ○基本ポートフォリオ策定等に係るコンサルティング業務 他</td></tr></table> ② 契約の見直し 「独立行政法人整理合理化計画」（平成１９年１２月２４日閣議決定）を踏まえ、平成１９年１２月に策定・公表した「随意契約見直し計画」に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等（一般競争及び企画競争・公募）に移行した。 また、総合評価方式の導入に当たり、当該方式による一般競争入札及び企画競争・公募について、国の業務マニュアルに準じた業務マニュアルを作成した。 【随意契約の主な事項】 <table><tr><th></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>66 件</td><td>49 件</td><td>5 件</td></tr><tr><td>主な事項</td><td>○事務所賃貸借契約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との監査契約 ○官報掲載 他</td><td>○事務所賃貸借契約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との監査契約 ○官報掲載 他</td><td>○事務所賃貸借契約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との監査契約 ○官報掲載 他</td></tr></table>		18 年度	19 年度	20 年度	実施回数	2 回	7 回	15 回	主な事項	○業務概況書と文英訳業務 ○行徳宿舍配水管修繕工事	○セキュリティ関連規程及びシステム管理文書等の整備に係るコンサルティング業務 ○年金積立金データ管理（GPDR）システムの設計開発及び初期保守業務 ○年金積立金データ標準化（MRK サービス）業務 他	○年金積立金データ管理（GPDR）システム機器・運用に伴うサービス提供 ○資産統合管理システム（IAMS）保守・運用支援業務 ○資産統合管理システム（IAMS）データ標準化業務 他		18 年度	19 年度	20 年度	実施回数	7 回	14 回	31 回	内訳	(企画)	(7 回)	(7 回)	(公募)	(0 回)	(7 回)	主な事項	○調査研究業務 ○C I O 補佐官業務 他	○調査研究業務 ○C I O 補佐官（MRK サービス導入担当）業務 ○基本ポートフォリオ策定等に係るコンサルティング業務 他	○調査研究業務 ○分析ツール・情報端末利用契約 ○基本ポートフォリオ策定等に係るコンサルティング業務 他		18 年度	19 年度	20 年度	件数	66 件	49 件	5 件	主な事項	○事務所賃貸借契約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との監査契約 ○官報掲載 他	○事務所賃貸借契約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との監査契約 ○官報掲載 他	○事務所賃貸借契約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との監査契約 ○官報掲載 他				
	18 年度	19 年度	20 年度																																														
実施回数	2 回	7 回	15 回																																														
主な事項	○業務概況書と文英訳業務 ○行徳宿舍配水管修繕工事	○セキュリティ関連規程及びシステム管理文書等の整備に係るコンサルティング業務 ○年金積立金データ管理（GPDR）システムの設計開発及び初期保守業務 ○年金積立金データ標準化（MRK サービス）業務 他	○年金積立金データ管理（GPDR）システム機器・運用に伴うサービス提供 ○資産統合管理システム（IAMS）保守・運用支援業務 ○資産統合管理システム（IAMS）データ標準化業務 他																																														
	18 年度	19 年度	20 年度																																														
実施回数	7 回	14 回	31 回																																														
内訳	(企画)	(7 回)	(7 回)																																														
	(公募)	(0 回)	(7 回)																																														
	主な事項	○調査研究業務 ○C I O 補佐官業務 他	○調査研究業務 ○C I O 補佐官（MRK サービス導入担当）業務 ○基本ポートフォリオ策定等に係るコンサルティング業務 他	○調査研究業務 ○分析ツール・情報端末利用契約 ○基本ポートフォリオ策定等に係るコンサルティング業務 他																																													
	18 年度	19 年度	20 年度																																														
件数	66 件	49 件	5 件																																														
主な事項	○事務所賃貸借契約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との監査契約 ○官報掲載 他	○事務所賃貸借契約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との監査契約 ○官報掲載 他	○事務所賃貸借契約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との監査契約 ○官報掲載 他																																														

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０	
		③ 契約に係る情報公開 一定金額以上の随意契約について、ホームページに公表を行った。 ④ 管理運用法人における契約手続きの公正性を確保するため、重要な契約案件の契約手続き及び企画競争に関する事項を審議する「契約審査会」を設置し、適宜、審議を行った。 （５）管理運用委託手数料の設定及び改定については、次のとおり実施した。 ① 資産管理機関 資産管理機関については、平成１３事業年度に投資一任契約が認められたことにより、資産管理機関を採用し、資産の管理を行ってきた。当時は、資産管理ビジネスがようやく本格化した段階にあったことから、資産クラスごとに１機関とはせず、各資産管理機関に複数の資産を管理させることにより、資産クラスごとの管理能力の把握に努めてきた。 一定期間を経過したことから管理運用法人は、業務システム最適化計画を推進することに併せ、資産移管に係る事務の効率化及び資産ごとのデータの統一による事務の効率化を図ることや資産集約による規模のメリットからの管理運用委託手数料の低減等を図ることを目的として、平成１９事業年度に１資産クラス１資産管理機関に集約することとした。 資産管理機関の選定に当たっては、公募を行うとともに、あらかじめ定めた審査基準に基づき審査を行い、管理運用委託手数料及び外国における保管手数料等を含む総合評価に加え、業務・システム最適化計画における年金積立金データ標準化（MRKサービス）業務導入への対応、資産移管に係る事務リスク等を勘案し、下記のとおり資産管理機関４社を各資産の集約先として決定した。 ・国内債券：資産管理サービス信託銀行株式会社 ・国内株式：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 ・外国債券：ステート・ストリート信託銀行株式会社 ・外国株式：日本マスタートラスト信託銀行株式会社 平成２０事業年度においては、各資産ごとに集約先である資産管理機関４社に対し集約化のための資産移管を実施した。その際、資産管理の集約に係る選定時に提案のあった新たな管理運用委託手数料の適用時期について交渉を行い、３資産管理機関については当初提案の適用時期を前倒しし、早期適用を実現した。 これにより、①規模の経済性が働くことによる効果、②管理委託手数料率が引き下げられたことによる効果が実現した。これらの効果を平成２０事業年度の残高を基に集約がなかったものと仮定し、集約前の管理委託手数料率を用いて試算した額から、平成２０事業年度の実際の管理委託手数料額を差し引いて、平成２０事業年度における集約効果を試算した結果、約１２億円の節減が図られた。なお、資産管理委機関の集約における管理委託手数料の節減等の効果については、集約に伴い漸次実現されることとなる。 （参考）平成２０事業年度当初から実施することとした場合の削減効果 約４６．３億円 ② 既存の運用受託機関 ア 資産管理機関の集約に併せ、単独運用指定信託契約から投資一任契約に契約を変更する際、運用委託手数料改定のための協議を行い、運用委託手数料率の引き下げを行った。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																																																								
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																																																																									
		<table><tr><th colspan="2"></th><th>20 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">国内債券</td><td>パッシブ</td><td>5 社※¹</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>5 社※²</td></tr><tr><td rowspan="2">国内株式</td><td>パッシブ</td><td>4 社</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>2 社</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>パッシブ</td><td>1 社</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>パッシブ</td><td>2 社</td></tr></table> ※１　２社については、実際の適用は平成２１年度から ※２　２社については、実際の適用は平成２１年度から イ　受託資産額が現在の管理運用委託手数料率表の上限を超える又は超えるおそれのある運用受託機関に対し、管理運用委託手数料率の通減効果が働くよう管理運用委託手数料率の改定を実施した（注：管理運用委託手数料率表は、運用受託機関ごとに決定され、受託資産額階層別に管理運用委託手数料率が規定されているが、当初決定時の管理運用委託手数料率表においては、一定額以下の階層しかない。）。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">国内債券</td><td>パッシブ</td><td>3 社</td><td>3 社</td><td>3 社※¹</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>4 社</td><td>－</td><td>2 社</td></tr><tr><td rowspan="2">国内株式</td><td>パッシブ</td><td>4 社</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>－</td><td>－</td><td>3 社</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>パッシブ</td><td>4 社</td><td>2 社</td><td>－</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>パッシブ</td><td>3 社</td><td>3 社</td><td>－</td></tr></table> ※１　２社については、実質的な引き下げにならなかった。 ウ　パッシブ運用受託機関に対する新規資金配分については、各回ごとに原則として同額としていたが、管理運用委託手数料率の水準を考慮した配分とするよう配分基準を変更した。すなわち総合評価に特段の差がない場合においては、管理運用委託手数料率の水準が低い運用受託機関に多く配分することとし、支払手数料の節減を図った。対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。 <table><tr><th></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>国内債券パッシブ</td><td>6 社</td><td>7 社</td><td>7 社</td></tr><tr><td>国内株式パッシブ</td><td>7 社</td><td>7 社</td><td>7 社</td></tr><tr><td>外国債券パッシブ</td><td>4 社</td><td>5 社</td><td>4 社</td></tr><tr><td>外国株式パッシブ</td><td>7 社</td><td>8 社</td><td>7 社</td></tr></table>			20 年度	国内債券	パッシブ	5 社※ ¹	アクティブ	5 社※ ²	国内株式	パッシブ	4 社	アクティブ	2 社	外国債券	パッシブ	1 社	外国株式	パッシブ	2 社			18 年度	19 年度	20 年度	国内債券	パッシブ	3 社	3 社	3 社※ ¹	アクティブ	4 社	－	2 社	国内株式	パッシブ	4 社	－	－	アクティブ	－	－	3 社	外国債券	パッシブ	4 社	2 社	－	外国株式	パッシブ	3 社	3 社	－		18 年度	19 年度	20 年度	国内債券パッシブ	6 社	7 社	7 社	国内株式パッシブ	7 社	7 社	7 社	外国債券パッシブ	4 社	5 社	4 社	外国株式パッシブ	7 社	8 社	7 社				
		20 年度																																																																												
国内債券	パッシブ	5 社※ ¹																																																																												
	アクティブ	5 社※ ²																																																																												
国内株式	パッシブ	4 社																																																																												
	アクティブ	2 社																																																																												
外国債券	パッシブ	1 社																																																																												
外国株式	パッシブ	2 社																																																																												
		18 年度	19 年度	20 年度																																																																										
国内債券	パッシブ	3 社	3 社	3 社※ ¹																																																																										
	アクティブ	4 社	－	2 社																																																																										
国内株式	パッシブ	4 社	－	－																																																																										
	アクティブ	－	－	3 社																																																																										
外国債券	パッシブ	4 社	2 社	－																																																																										
外国株式	パッシブ	3 社	3 社	－																																																																										
	18 年度	19 年度	20 年度																																																																											
国内債券パッシブ	6 社	7 社	7 社																																																																											
国内株式パッシブ	7 社	7 社	7 社																																																																											
外国債券パッシブ	4 社	5 社	4 社																																																																											
外国株式パッシブ	7 社	8 社	7 社																																																																											

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																																	
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０																																																		
		エ 管理運用委託手数料率の水準の引き下げについて交渉し、管理運用委託手数料率の改定を実施した。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td rowspan="2">国内債券</td><td>パッシブ</td><td>2 社</td><td>1 社</td><td>－</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>－</td><td>－</td><td>1 社</td></tr></table> オ 平成２０事業年度において、事業譲渡に伴う新規契約を契機に管理運用委託手数料率改定のための交渉を行い、引き下げを実現した。 外債パッシブ 1 社 ③ 新規応募の運用機関 新規の運用受託機関の選定に当たり、運用委託手数料の水準等を勘案した評価を実施した。その際、最終審査の前に運用機関から再度手数料の提示を求めることにより、当初提示の運用委託手数料からの引下げを実現した。 <table><tr><td></td><td>選定内容</td><td>採用社数</td><td>引き下げ社数</td></tr><tr><td>18 年度</td><td>外国債券アクティブ</td><td>2 社</td><td>1 社</td></tr><tr><td rowspan="2">19 年度</td><td>国内債券パッシブ(国債型)</td><td>2 社</td><td>－</td></tr><tr><td>国内株式アクティブ</td><td>7 社</td><td>5 社（既存の運用受託機関を含む。）</td></tr><tr><td>20 年度</td><td>外国株式アクティブ</td><td>10 社</td><td>9 社（既存の運用受託機関を含む。）</td></tr></table> 【平成１８事業年度～平成２０事業年度の管理運用委託手数料の節減効果】 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>①資産管理機関</td><td>－</td><td>－</td><td>－12</td></tr><tr><td>②既存の運用機関</td><td>－2.2</td><td>－4.5</td><td>－3.1</td></tr><tr><td>③新規応募の運用機関</td><td>－0.9</td><td>－2.1</td><td>－0.5</td></tr></table>			18 年度	19 年度	20 年度	国内債券	パッシブ	2 社	1 社	－	アクティブ	－	－	1 社		選定内容	採用社数	引き下げ社数	18 年度	外国債券アクティブ	2 社	1 社	19 年度	国内債券パッシブ(国債型)	2 社	－	国内株式アクティブ	7 社	5 社（既存の運用受託機関を含む。）	20 年度	外国株式アクティブ	10 社	9 社（既存の運用受託機関を含む。）		18 年度	19 年度	20 年度	①資産管理機関	－	－	－12	②既存の運用機関	－2.2	－4.5	－3.1	③新規応募の運用機関	－0.9	－2.1	－0.5				
		18 年度	19 年度	20 年度																																																			
国内債券	パッシブ	2 社	1 社	－																																																			
	アクティブ	－	－	1 社																																																			
	選定内容	採用社数	引き下げ社数																																																				
18 年度	外国債券アクティブ	2 社	1 社																																																				
19 年度	国内債券パッシブ(国債型)	2 社	－																																																				
	国内株式アクティブ	7 社	5 社（既存の運用受託機関を含む。）																																																				
20 年度	外国株式アクティブ	10 社	9 社（既存の運用受託機関を含む。）																																																				
	18 年度	19 年度	20 年度																																																				
①資産管理機関	－	－	－12																																																				
②既存の運用機関	－2.2	－4.5	－3.1																																																				
③新規応募の運用機関	－0.9	－2.1	－0.5																																																				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
第３ 業務の質の向上に関する事項 １．受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。	第２ 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １．受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第８の１の（６）に定める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	第２ 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １．受託者責任の徹底 （１）受託者責任の徹底を図る観点から、次のとおり管理運用法人において、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針の遵守の徹底等を行った。 ① 年金積立金の管理及び運用業務に係るすべての意思決定、進捗状況の把握等については最高責任者である理事長が務めることとされている。その際、理事長に対する必要な判断材料の提供及び関係幹部との状況・情報の共有を図るため、平成１８事業年度に、経営管理会議及び企画会議を設置した。 ② 重要なもの以外の事務等の処理については、効率的な業務実施のため、専決権者に行わせることとし、具体的な当該事務及び対応する専決権者名を文書処理規程として文書化して定め、各部署の所掌事務に係る権限と責任の範囲も組織規程として細かく文書化することにより、曖昧さを除去するように努め、その責任の所在及び範囲を明確にしている。 ③ 関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらを管理運用法人ＬＡＮに掲載するなどにより役職員へ周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施した。 ④ 株取引等については、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について国民から疑念を受けないよう徹底を図る観点から、これまでは運用関係役職員の自粛に止めていた取扱いをあらため、禁止事項、事前承認を要する事項を明確にした「株式等の取引等に関する規程」を制定し、コンプライアンス研修等において周知を図った。 （２）運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）における関係法令等の遵守の徹底を図るため、次の措置を行った。 ① 契約の締結等に併せて関係法令等の遵守を明記したガイドラインを提示した。 【平成１９事業年度】 新規の外国債券アクティブ運用受託機関（２ファンド）及び新規の国内債券パッシブ運用受託機関（２ファンド）に対しては契約締結時に、既存の外国債券アクティブ運用受託機関（５ファンド）についてはベンチマーク変更に伴う運用ガイドラインの見直し時点で、ガイドラインを提示した。 【平成２０事業年度】 新規の国内株式アクティブ運用受託機関（１０ファンド）及び新規の外国株式アクティブ運用受託機関（１１ファンド）に対しては契約締結時に、ガイドラインを提示した。 ② 各年度開催した運用受託機関等説明会において、契約及びガイドラインに定めた事項について、遵守の徹底を求めた。	A 3.86	A 3.71	A 3.85	A 3.80

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価								
			H 1 8	H 1 9	H 2 0									
		③ 定期ミーティング時並びに運用やリスク管理及び資産管理の状況に係る報告を求める際、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 また、S A S 7 0 等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 （３）自家運用の資産管理機関及び取引先における関係法令等の遵守を徹底するために、次の措置を講じた。 平成１８事業年度に自家運用の資産管理機関に対して提示した「委託資産管理に関するモニタリング取扱」に基づき、資産管理機関より「自家運用の特定運用信託に係るモニタリング資料」を徴求し、資産管理の体制、有価証券の保管状況、信託資産の照合処理状況等について適時かつ適正に処理されていることを確認した。 また、約定取引、受渡、資金決済処理及び有価証券等の保管・振替記帳等の業務について、資産管理機関の外部監査法人の監査報告書を徴求し、適時かつ適正に処理されていることを確認した。 （４） ① 運用受託機関等に法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについては、情報を収集し、又は直接当該運用受託機関等から報告を求め、随時ミーティングを実施し、状況を確認して新規資金の配分停止等適切な措置を講じた。 また、リスク管理指標の管理目標値の遵守違反等運用ガイドライン違反に該当する事例については、随時ミーティングを実施し、状況を確認して資金配分停止等の適切な措置を講じた。 ② 自家運用の短期運用先及び債券の売買の取引先に法令違反等のため関係監督官庁からの処分等があったものについては、情報を収集し、また直接取引先から報告を求め、取引停止等の適切な措置を講じた。 （５）管理運用法人に設けられた運用委員会を各年度において適時に開催し、管理運用業務に関する事項について議論または報告を行った。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>運用委員会</td><td>8 回</td><td>9 回</td><td>9 回</td></tr></table> 運用委員会における主な審議内容は次のとおりである。 【平成１８事業年度】 ① 中期計画（案）の策定及び変更、業務方法書（案）について議を経た。 ② 運用実績、リスク管理状況、運用受託機関等の選定、管理及び評価の結果、財投債の引受実績、平成１９事業年度の寄託予定額の配分内訳及び移行ポートフォリオの策定等管理運用業務に関する事項について報告するなどした。		18 年度	19 年度	20 年度	運用委員会	8 回	9 回	9 回				
	18 年度	19 年度	20 年度											
運用委員会	8 回	9 回	9 回											

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
		【平成１９事業年度】 ① 基本ポートフォリオ、平成２０事業年度のポートフォリオ管理、外国株式アクティブ運用の運用受託機関構成の見直し及び管理運用方針の改正（案）について議論を行った。 ② 平成１８事業年度の業務実績、平成１９事業年度の四半期ごとの運用状況、各月のリスク管理状況、運用受託機関等の選定、管理及び評価の結果、議決権行使状況、財投債の引受実績、平成２０事業年度の寄託予定額の配分内訳、外国株式ベンチマークの指数構築方法の変更（エンハンスメント）に伴う対応及び基本ポートフォリオの検証方法等に関する事項について説明並びに報告を行った。 【平成２０事業年度】 ① 次期基本ポートフォリオ、平成２１年度のキャッシュアウト対応及びリバランス等について議論を行った。 ② 平成１９事業年度の業務実績、平成２０事業年度の四半期ごとの運用状況、各月のリスク管理状況、運用受託機関等の選定、管理及び評価の結果、議決権行使状況、平成２０事業年度の寄託予定額の配分内訳等に関する事項について説明並びに報告を行った。 （６） ① 年金資金運用基金時代の平成１３年４月から平成１６年６月までの４ヵ年度分に対する米国株式の配当課税に係る還付金の還付について、外部の専門機関たる法律事務所を積極的に活用し、訴訟を提起するなど対応した結果、米国内国歳入庁（ＩＲＳ）との和解が成立し、約２４５億円の還付金を受領した。 ② 有価証券報告書虚偽記載により、旧年金資金運用基金が委託者兼受益者である信託財産において多額の損害を被ったことから、平成１７事業年度に提訴した西武鉄道株式会社等の訴訟及び平成１８事業年度に提訴した株式会社ライブドアの訴訟について、訴訟の進捗状況を注視するとともに、原告信託銀行及び弁護士事務所との連携を図り、訴訟遂行に必要な事務を行った。 ア 西武鉄道株式会社等に係る訴訟 平成１８事業年度～２０事業年度にかけて口頭弁論が行われ、平成２１年３月３１日に第一審判決があった。判決内容については、原告の主張がほぼ認められるものであったが、被告側が控訴したことから、応訴する形で第二審へ進出した。 イ 株式会社ライブドアに係る訴訟 平成１８事業年度～２０事業年度にかけて口頭弁論が行われ、平成２０年６月１３日に第一審判決があった。判決内容については、原告の請求が一部認められなかったため、同月２６日に控訴した。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価								
			H 1 8	H 1 9	H 2 0									
第 3 業務の質の向上に関する事項	第 2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2. 専門性の向上 職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。また、内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努める。さらに、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施する。	第 2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2. 専門性の向上 （１）職員の採用に当たっては、資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告、転職情報サイト等を活用し、民間の運用実務経験者等の募集を行った。 また、実務経験者等を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、「職員採用委員会」において、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 これらの結果、次のとおり多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用し、又は採用決定した。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>採用者数</td><td>8 名</td><td>7 名</td><td>5 名</td></tr></table> （第 1 . 2. (1) 再掲） 採用者の配置に当たっては、民間での経験及び能力等を評価し、専門性が最大限活かせる部署に決定した。 なお、処遇については、年齢及び学歴のみならず、保有資格、民間での運用等の経験の内容及びその期間等を十分考慮した上で決定した。 （２） ① 基本ポートフォリオの検証等に活用するため、内外の経済動向について、過去及び現下の経済動向に係る様々なデータに加え、中長期的な経済のトレンドに係る様々なレポートについても積極的に収集及び整理を行った。 ② 管理運用手法の高度化、管理運用法人の課題の解決を進める等の観点から、外部の専門調査研究機関に調査研究を委託することとし、機動的な対応を求められるテーマについては、コンサルタントの活用が有効であることから、企画競争により運用コンサルタント及び基本ポートフォリオ策定支援コンサルタントを採用した。 【平成 1 8 事業年度】 ・ アクティブ運用のスタイル管理、ベンチマーク、基本ポートフォリオ策定のための総合的研究等のテーマについて委託し、その研究結果を外国債券アクティブ運用受託機関の公募に伴うベンチマークの変更に際して活用した。 ・ さらには、その研究結果を平成 1 9 事業年度以降予定している運用機関構成の見直しや基本ポートフォリオの見直しの際の検討材料の一部とすることとした。 【平成 1 9 事業年度】 ・ 外国株式に係る議決権行使等のテーマについて委託し、その研究結果やコンサルティングの内容について外国株式議決権行使に係る調査研究を受けた運用受託機関の定性評価の精度向上や、外国株式アクティブ運用受託機関の公募に際しての運用受託機関構成の見直しの検討に活用した。 ・ さらにはこれらの研究結果等を平成 2 0 事業年度以降に検討予定であるリバランスルールや基本ポートフォリオの見直しの際の検討材料の一部とした。		18 年度	19 年度	20 年度	採用者数	8 名	7 名	5 名	A 4.00	A 3.86	A 3.85	A 3.90
	18 年度	19 年度	20 年度											
採用者数	8 名	7 名	5 名											

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価								
			H 1 8	H 1 9	H 2 0									
		【平成２０事業年度】 - 基本ポートフォリオ見直しの際の検討材料の一部とするため、オルタナティブ投資(内外不動産投資)に関する調査、基本ポートフォリオ策定における期待リターンに関する調査研究、負債のキャッシュフローに対応した基本ポートフォリオにかかる調査研究を委託した。 - 運用受託機関における国内株式の議決権行使の評価に役立てるため、平成２０年度国内株式における株主総会議案の概要及び議案に対する企業情報の調査を実施した。 (３) 職員の専門性の向上を図る観点から、外部の専門調査機関等が主催するセミナーや研修に積極的に参加するとともに、他の年金運用基金との意見交換等を行うことにより、リスク管理項目のあり方や内部統制体制等の先進的な事例等の収集に努めた。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>69 名</td><td>104 名</td><td>70 名</td></tr></table>		18 年度	19 年度	20 年度	参加延べ人数	69 名	104 名	70 名				
	18 年度	19 年度	20 年度											
参加延べ人数	69 名	104 名	70 名											

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
第 3 業務の質の向上に関する事項 <						

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																	
		（２）年金積立金の管理及び運用に関して国民のより一層の理解と協力を得るため、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、ホームページにおいて公表した。 （ホームページ（管理運用方針に関する基本的方針・遵守事項等について）アクセス件数） <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>アクセス件数</td><td>19 千件</td><td>49 千件</td><td>59 千件</td></tr></table> （３）年金積立金の管理及び運用実績の状況等に係る公表については、取りまとめ後速やかに厚生労働省内の記者クラブにおいて記者発表を行うとともに、記者発表時に合わせてその内容をホームページで公表するなど迅速かつ積極的な公表を行った。 （ホームページ（積立金の管理及び運用実績等について）アクセス件数） <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>アクセス件数</td><td>194 千件</td><td>371 千件</td><td>440 千件</td></tr></table> ① 業務概況書については、公表時期の早期化や、全面的な見直し及び改善を行い、より分かりやすいものとなるよう工夫を凝らした。 【平成１９事業年度】 ア ３冊構成であった業務概況書を公表データを削減することなく、１冊にコンパクトにまとめた。 イ 業務概況書の冒頭にポイントを集約して記載した。 ウ 長期的な運用の観点からデータについては、原則過去５年分を記載した。 エ トラッキングエラー、デュレーション、β値のリスク管理指標についてもグラフ等を使用し、指標の変化等を分かりやすく掲載した等。 【平成２０事業年度】 ア 年金積立金全体の長期的な運用利回りとの比較の記述を加えた。 イ 総合収益額について、四半期ごとの推移を加えた。 ウ 収益額に参考として財投債を含む収益額を加えた。 エ 表やグラフを多用するなど、分かりやすい表現とした。また、海外に向けた情報提供を迅速に行うために、英語版による業務概況書の概要を作成し、ホームページに公表した。 ② 平成１８事業年度～平成２０事業年度の各四半期の管理及び運用に係る実績状況の公表資料については、次のとおり改善を図り、より分かりやすくなるように内容の充実を図った。		18 年度	19 年度	20 年度	アクセス件数	19 千件	49 千件	59 千件		18 年度	19 年度	20 年度	アクセス件数	194 千件	371 千件	440 千件				
	18 年度	19 年度	20 年度																			
アクセス件数	19 千件	49 千件	59 千件																			
	18 年度	19 年度	20 年度																			
アクセス件数	194 千件	371 千件	440 千件																			

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
		【平成１８事業年度】 ア 資料冒頭に新たにポイントを集約して記載した。 イ リスク管理の観点から、従来の運用資産額及び資産構成割合に加え、移行ポートフォリオからの乖離状況を追加した。 ウ 各資産ごとの対ベンチマーク超過リターンについて、従来の四半期ごとに加え、年度通期の超過リターン数値を追加した。 【平成１９事業年度】 ア 市場環境について、当該四半期のみならず、年度通期のものを追加した。 イ 長期的な観点の評価に資するため、市場運用分全体と資産ごとの収益率について、自主運用開始後（平成１３事業年度以降）から平成１９事業年度第３四半期までの各四半期、各年度及び通期の数値をグラフ化するなどしたものを補足資料として追加した。 【平成２０事業年度】 ア サマリーをトップページにし、より分かりやすく簡潔に記載した。 イ 収益率及び収益額について、通期のみならず各四半期の状況を追加し、表を工夫するなど、より分かりやすくなるように内容の充実を図った。 ウ 第３四半期運用状況から新たに英語版の運用状況資料を作成し、国内のみならず海外向けの情報提供についても内容の充実を図った。 なお、公表の際の市場への影響に配慮して、保有銘柄については非公表とするとともに、新規資金配分状況については翌年度の業務概況書において公表とするなどの取扱いとした。 （４）監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し情報の公表を行った。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０	
第４ 財務内容の改善に関する事項 「第２ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第３ 財務内容の改善に関する事項 「第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。	第３ 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成１７事業年度と比較して、年度ごとに一般管理費については３～９％超、業務経費については１～３％超を削減した予算（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費、システム開発費及び管理運用委託手数料を除く。）を作成した。 その執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、契約方法の見直し及び人件費の見直し等を行い、予算による適正かつ効率的な運営を行った。	A 3.57	A 3.86	A 3.85	A 3.76
	第４ 予算、収支計画及び資金計画 １． 予算 別表１のとおり ２． 収支計画 別表２のとおり ３． 資金計画 別表３のとおり	第４ 予算、収支計画及び資金計画 (１) 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は各年度決算報告書のとおりである。 (２) 支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。 【平成１８事業年度】 ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 7, ３５８億円 ・承継資金運用勘定の「総合勘定へ繰入」 2３８億円 (増額理由：前年度（17 事業年度）の利益金が予定より増加したため。) ・総合勘定の「厚生年金勘定へ国庫納付金繰入」 1, ５８９億円 ・総合勘定の「国民年金勘定へ国庫納付金繰入」 1１２億円 ・厚生年金勘定の「厚生保険特別会計納付金」 1, ５８９億円 ・国民年金勘定の「国民年金特別会計納付金」 1１２億円 (増額理由：前年度の利益金が増加したことにより国庫納付すべき金額が増加したため。) ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 27, 4１１億円 (増額理由：厚生保険特別会計寄託金が予定より増加したため。) ・総合勘定の「投資」 34, ３１３億円 (増額理由：前年度の利益金及び厚生保険特別会計寄託金が予定より増加したため。)				

		【平成１９事業年度】 ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 １４，９７７億円 ・総合勘定の「投資」 １２，３３５億円 (増額理由：年金特別会計厚生年金勘定寄託金が予定より増加したため。) 【平成２０事業年度】 ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 １５，０００億円 ・総合勘定の「投資」 １５，００３億円 ・総合勘定の「国民年金勘定へ償還金繰入」 ６９０億円 ・国民年金勘定の「年金特別会計国民年金勘定寄託金償還」 ６９０億円 (増額理由：年金特別会計厚生年金勘定寄託金及び年金特別会計国民年金勘定寄託金償還が予定より増加したため。)				
	第５ 短期借入金の限度額 短期借入金の計画なし	第５ 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし				
	第６ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第６ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 独立行政法人整理合理化計画において「日野宿舍等（２件）の存廃について検討し、事務所移転時を目途に、結論を得る。」とされていたところである。しかしながら、事務所移転期限については、平成２０年度末まで（個別法施行令）とされていたものが、政令改正により、その期限が平成２６年度末とされた。 宿舍は２件とも、保有しない前提で、当該宿舍からの退去時期等について調整している。				
	第７ 剰余金の使途 なし	第７ 剰余金の使途 なし				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０	
第５ その他業務運営に関する重要事項 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）運用の基本的考え方 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。 （２）運用の目標 ①実質的な運用収益の確保 年金財政は、実質的な運用利回り（賃金上昇率を上回る運用利回り）が確保される限り基本的には影響を受けないことから、年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを確保するよう、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。	第８ その他業務運営に関する重要事項 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）運用の基本的考え方 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 （２）運用の目標 年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを長期的に確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。	第８ その他業務運営に関する重要事項 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）運用の基本的考え方 運用の基本的な考え方（中期計画第８．１．（１））を踏まえ、平成１８年４月１日、分散投資を基本とする基本ポートフォリオを策定し（詳細は、第８．２．（２）において記述。）、中期計画に記載した。また、円滑に基本ポートフォリオの資産構成割合に移行させるために、管理運用法人の移行ポートフォリオを策定（詳細は、第８．２．（３）において記述。）し、その達成に向け年金積立金の運用を行うとともに、平成１９事業年度第４四半期からは、平成２０事業年度末に移行ポートフォリオではなく基本ポートフォリオの実現を図るべく、市場運用資産のみならず年金積立金全体を視野に収め、基本ポートフォリオの資産構成割合を目指した年金積立金の運用に改めた（詳細は、第８．２．（１）において記述。）。 （２）運用の目標 ① （移行ポートフォリオの策定については、第８．２．（１）において記述。） 【平成１８事業年度】 各事業年度末に達成すべき管理運用法人の移行ポートフォリオに向けて、資産構成割合が、各四半期ごとに設けた目標値（以下「管理目標値」という。）に対し、あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まるよう管理することとした。資産構成割合の管理は、資産の売却・回収は行わず、新規資金の配分を通じて行うことを原則としており、各四半期の管理目標値及び管理運用法人の移行ポートフォリオを勘案し、寄託金等の新規資金配分により実施した。 【平成１９事業年度】 第４四半期からは、基本ポートフォリオ達成の時期が翌年度末と間近に迫ってきたため、第３四半期までの移行ポートフォリオの達成を一義的に目指す方針を転換し、基本ポートフォリオへ向けて資金配分を行った。 【平成２０事業年度】 平成２０事業年度においては、預託金が同年度末までに全て満期償還され、年金積立金のほぼ全額が当法人において管理及び運用されることとなっていた。このため、当法人の運用資産全体について、年度末に基本ポートフォリオを実現することを目指して新規資金の配分を通じたポートフォリオ管理を行った。	A 4.00	A 3.71	B 3.28	A 3.66

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																												
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																													
②市場平均収益率の確保 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。		●平成１８事業年度～平成２０事業年度における新規資金配分状況																																
		(単位：億円)																																
		<table><tr><th></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>84,054</td><td>110,281</td><td>40,744</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0</td><td>570</td><td>26,716</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>7,180</td><td>6,430</td><td>9,707</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>0</td><td>4,460</td><td>30,336</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>91,234</td><td>121,741</td><td>107,503</td></tr></table>		18 年度	19 年度	20 年度	国内債券	84,054	110,281	40,744	国内株式	0	570	26,716	外国債券	7,180	6,430	9,707	外国株式	0	4,460	30,336	短期資産	0	0	0	合計	91,234	121,741	107,503				
			18 年度	19 年度	20 年度																													
		国内債券	84,054	110,281	40,744																													
		国内株式	0	570	26,716																													
		外国債券	7,180	6,430	9,707																													
		外国株式	0	4,460	30,336																													
		短期資産	0	0	0																													
		合計	91,234	121,741	107,503																													
(注) 一時的に短期資産運用を行った財投債満期償還額等を除く。																																		
② 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施するとともに、運用の手法、実績、体制等に関する評価事項及び管理運用委託手数料の水準に基づく総合評価の結果を用いることとしており、併せてその際は運用受託機関構成を勘案することとしている。選定状況については以下のとおりである。																																		
【平成１８事業年度】																																		
外国債券アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。見直しに際して、投資ユニバース拡大による収益機会の拡大の観点から、外国債券アクティブ運用のベンチマークを非国債を含むシティグループ世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし）に変更（平成１９年４月１日適用）することとした。選定に当たっては、運用受託機関の選定を適切に実施するため、審査ルールや公募要綱を見直し、ホームページにより公募を実施した。																																		
【平成１９事業年度】																																		
国内債券パッシブ運用については、国内債券運用の規模拡大に伴い、発行・流通量の少ない事業債等の非国債において運用の自由度が低下するおそれがあることを考慮し、非国債を含まないNOMURA－BPI国債をベンチマークとする国内債券パッシブ運用機関の選定を行った。																																		
国内株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成の見直しについては、管理運用法人の評価ベンチマークであるTOPIX型ファンドを増やすこと、ファンドごとの資産残高の差を是正し適正な規模とすること及び新たに小型株ファンドを導入することとし、選定を行った。																																		
選定に当たっては、運用受託機関の選定を適切に実施するため、審査ルール及び公募要綱を見直し、ホームページにより公募を実施した。																																		
【平成２０事業年度】																																		
外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。																																		
見直しに際して、アクティブ運用比率を引き下げ、個々のファンドのサイズも引き下げることとした。また、通常のアクティブ運用よりも比較的小さなリスクで安定的な超過収益を目指す特性及び過去の実績を考慮し、アクティブ運用受託機関構成におけるエンハンスド・インデックス型のウェイトを引き上げることとした。																																		

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																					
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０																																						
		③ 運用受託機関の管理及び評価 ア 運用受託機関の管理は、毎月１回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置をることにより行うこととしている。 また、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受けるなどの方法により行っている。 なお、各事業年度においても、定期ミーティング及びリスク管理ミーティングを実施したほか、毎月１回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応したほか、パフォーマンスが低下又は低迷している運用受託機関については、適宜、ミーティングを実施し、運用プロセス、運用体制に大きな問題が生じていないか確認を行った。 イ 運用受託機関の評価については、定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づく総合評価により行うこととしている。 ウ 総合評価結果を踏まえ、次のとおり運用受託機関について資金配分停止とした。 （単位：社） <table><tr><th colspan="2">運用受託機関</th><th>１８年度</th><th>１９年度</th><th>２０年度</th></tr><tr><td rowspan="2">国内債券</td><td>パッシブ</td><td>－</td><td>１</td><td>１</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>４</td><td>３</td><td>９</td></tr><tr><td rowspan="2">国内株式</td><td>パッシブ</td><td>－</td><td>１</td><td>－</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>３</td><td>２</td><td>４</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>アクティブ</td><td>２</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">外国株式</td><td>パッシブ</td><td>－</td><td>２</td><td>－</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>６</td><td>９</td><td>－</td></tr></table> また、運用体制の変更等により、運用に支障が生じた運用受託機関について、次のとおり対応した。 【平成１８事業年度】 - 運用能力に問題が生じたと認められる外国株式アクティブ運用受託機関１社については、警告を行うとともに一部資金回収とした。 - 長期にわたり収益が低迷し、運用担当者の変更等運用体制の不安定性から運用能力に問題が生じたと認められる外国株式アクティブ運用受託機関２社については前年度において警告し状況を注視していたところであるが、改善が見込めないと判断されたことから解約した。 【平成１９事業年度】 - 外国株式アクティブ運用受託機関１社に対し警告を行うとともに、当分の間、新規資金配分を停止し、資金の一部回収を行った。 - 平成１８事業年度において警告し状況を注視していた外国株式アクティブ運用受託機関１社については、改善が見込めないと判断したことから解約した。	運用受託機関		１８年度	１９年度	２０年度	国内債券	パッシブ	－	１	１	アクティブ	４	３	９	国内株式	パッシブ	－	１	－	アクティブ	３	２	４	外国債券	アクティブ	２	－	－	外国株式	パッシブ	－	２	－	アクティブ	６	９	－				
運用受託機関		１８年度	１９年度	２０年度																																							
国内債券	パッシブ	－	１	１																																							
	アクティブ	４	３	９																																							
国内株式	パッシブ	－	１	－																																							
	アクティブ	３	２	４																																							
外国債券	アクティブ	２	－	－																																							
外国株式	パッシブ	－	２	－																																							
	アクティブ	６	９	－																																							

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																																														
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																																																															
		エ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行及び証券会社に係る取引執行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行った。 また、債券貸付運用先の総合評価に当たっては、収益率等の運用実績、運用方針、組織体制、事務処理能力等について総合評価を実施した。 【平成１８事業年度】 - 国内債券パッシブファンドの債券売買取引先について、従来の１７社に加え、新たに４社を選定し、最良執行の向上に努めるとともに、債券貸付運用については、市場動向等に影響がないか、適切な運用が行えるかの確認を行った上で、債券貸付運用先の総合評価結果に基づき債券貸付運用資産を増額し、実現収益額の拡大を図った。 - 短期資産ファンドについては、運用方法の拡大について検討を行い、平成１８年１１月に現先取引先を選定し、従来の譲渡性預金による運用に加えて、平成１９年２月より新たに現先取引を実施し、効果的な運用を行うよう努めた。 【平成１９事業年度】 - 総合評価結果に基づきNOMURA－B P I 総合型パッシブファンドの債券貸付運用資産を４，０００億円増額した。 - NOMURA－B P I 国債型パッシブファンドでの債券貸付運用を３月から開始した。 【平成２０事業年度】 - 短期資産の運用先について、総合評価により１社を「継続困難」とした。 - さらに、短期資産の運用先については、平成２１年度以降のキャッシュアウトに伴う短期資産運用に備えるため、運用先の追加採用を検討し総合評価を行った。その結果、応募のあった４行について「優れている」と評価し、短期資産の運用先として新たに採用した。 - NOMURA－B P I 国債型パッシブファンドにおいてさらに５，０００億円の追加配分を実施した。 ④ 各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率 平成１８事業年度～平成２０事業年度の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。 【国内債券】 （単位：％） <table><tr><th></th><th>16 年度</th><th>17 年度</th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th><th>5 年間 16～20 年度 (年率換算)</th><th>暫定評価期間 18～20 年度 (年率換算)</th></tr><tr><td>時間加重収益率</td><td>2.13</td><td>-1.40</td><td>2.18</td><td>3.31</td><td>1.35</td><td>1.50</td><td>2.28</td></tr><tr><td>ベンチマーク収益率</td><td>2.09</td><td>-1.40</td><td>2.17</td><td>3.36</td><td>1.36</td><td>1.50</td><td>2.29</td></tr><tr><td>超過収益率</td><td>0.04</td><td>0.00</td><td>0.01</td><td>-0.05</td><td>-0.01</td><td>0.00</td><td>-0.02</td></tr><tr><td rowspan="2">パッシブ</td><td>時間加重収益率</td><td>2.09</td><td>-1.40</td><td>2.17</td><td>3.42</td><td>1.48</td><td>2.35</td></tr><tr><td>超過収益率</td><td>0.00</td><td>-0.01</td><td>0.00</td><td>0.05</td><td>0.12</td><td>0.06</td></tr><tr><td rowspan="2">アクティブ</td><td>時間加重収益率</td><td>2.24</td><td>-1.38</td><td>2.23</td><td>2.90</td><td>0.77</td><td>1.96</td></tr><tr><td>超過収益率</td><td>0.15</td><td>0.02</td><td>0.06</td><td>-0.47</td><td>-0.59</td><td>-0.33</td></tr></table>		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	5 年間 16～20 年度 (年率換算)	暫定評価期間 18～20 年度 (年率換算)	時間加重収益率	2.13	-1.40	2.18	3.31	1.35	1.50	2.28	ベンチマーク収益率	2.09	-1.40	2.17	3.36	1.36	1.50	2.29	超過収益率	0.04	0.00	0.01	-0.05	-0.01	0.00	-0.02	パッシブ	時間加重収益率	2.09	-1.40	2.17	3.42	1.48	2.35	超過収益率	0.00	-0.01	0.00	0.05	0.12	0.06	アクティブ	時間加重収益率	2.24	-1.38	2.23	2.90	0.77	1.96	超過収益率	0.15	0.02	0.06	-0.47	-0.59	-0.33				
	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	5 年間 16～20 年度 (年率換算)	暫定評価期間 18～20 年度 (年率換算)																																																													
時間加重収益率	2.13	-1.40	2.18	3.31	1.35	1.50	2.28																																																													
ベンチマーク収益率	2.09	-1.40	2.17	3.36	1.36	1.50	2.29																																																													
超過収益率	0.04	0.00	0.01	-0.05	-0.01	0.00	-0.02																																																													
パッシブ	時間加重収益率	2.09	-1.40	2.17	3.42	1.48	2.35																																																													
	超過収益率	0.00	-0.01	0.00	0.05	0.12	0.06																																																													
アクティブ	時間加重収益率	2.24	-1.38	2.23	2.90	0.77	1.96																																																													
	超過収益率	0.15	0.02	0.06	-0.47	-0.59	-0.33																																																													

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告						事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
								H 1 8	H 1 9	H 2 0	
		【国内株式】（単位：％）									
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	5年間 16～20年度 (年率換算)	暫定評価期間 18～20年度 (年率換算)		
		時間加重収益率	1.64	50.14	0.47	-27.97	-35.55	-6.57	-22.45		
		ベンチマーク収益率	1.42	47.85	0.29	-28.05	-34.78	-6.73	-22.22		
		超過収益率	0.22	2.29	0.18	0.08	-0.77	0.16	-0.23		
		パッシブ	時間加重収益率	1.60	49.02	0.57	-27.93	-34.82	-6.48		
			超過収益率	0.17	1.17	0.28	0.12	-0.05	0.10		
		アクティブ	時間加重収益率	1.98	54.05	0.13	-28.09	-37.62	-6.74		
			超過収益率	0.55	6.21	-0.16	-0.04	-2.84	0.00		
		【外国債券】（単位：％）									
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	5年間 16～20年度 (年率換算)	暫定評価期間 18～20年度 (年率換算)		
		時間加重収益率	11.42	7.71	10.19	-0.32	-6.75	4.21	0.80		
		ベンチマーク収益率	11.32	7.73	10.24	-0.44	-6.56	4.22	0.84		
		超過収益率	0.10	-0.02	-0.04	0.12	-0.19	-0.01	-0.04		
		パッシブ	時間加重収率	11.30	7.70	10.25	0.41	-7.29	4.23		
			ベンチマーク収益率	11.32	7.73	10.24	0.52	-7.17	4.29		
			超過収益率	-0.02	-0.03	0.01	-0.11	-0.11	-0.06		
		アクティブ	時間加重収率	11.73	7.74	10.05	-2.20	-5.36	4.16		
			ベンチマーク収益率	11.32	7.73	10.24	-2.89	-4.96	4.06		
			超過収益率	0.41	0.01	-0.19	0.69	-0.40	0.10		
		【外国株式】（単位：％）									
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	5年間 16～20年度 (年率換算)	暫定評価期間 18～20年度 (年率換算)		
		時間加重収益率	15.43	28.20	17.50	-17.10	-43.21	-3.92	-17.91		
		ベンチマーク収益率	15.70	28.52	17.85	-16.80	-43.32	-3.74	-17.78		
		超過収益率	-0.27	-0.31	-0.35	-0.30	0.11	-0.18	-0.13		
		パッシブ	時間加重収益率	15.53	28.38	17.71	-16.85	-43.28	-3.81		
			超過収益率	-0.17	-0.14	-0.15	-0.05	0.05	-0.07		
		アクティブ	時間加重収益率	14.93	27.46	16.72	-18.19	-42.86	-4.38		
			超過収益率	-0.77	-1.06	-1.14	-1.39	0.46	-0.64		

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																																								
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																																																									
		【短期資産】(単位：％) <table><tr><th></th><th>16 年度</th><th>17 年度</th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th><th>5 年間 16～20 年度 (年率換算)</th><th>暫定評価期間 18～20 年度 (年率換算)</th></tr><tr><td>時間加重収益率</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.26</td><td>0.57</td><td>0.53</td><td>0.28</td><td>0.45</td></tr><tr><td>ベンチマーク収益率</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.19</td><td>0.50</td><td>0.39</td><td>0.22</td><td>0.36</td></tr><tr><td>超過収益率</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.06</td><td>0.07</td><td>0.14</td><td>0.06</td><td>0.09</td></tr></table> ⑤ 過去５年間（平成１６事業年度～平成２０事業年度）の各資産の超過収益率について 国内株式については、プラス０．１６％（年率）の超過収益率を確保したものの、国内債券、外国債券及び短期資産については概ねベンチマーク並みの超過収益率を確保した。 なお、外国株式については、マイナス０．１８％（年率）の超過収益率となったが、配当課税要因（マイナス０．１９％（年率））を除くと、概ねベンチマーク並みの超過収益率を確保した。 (注) 外国株式のベンチマークとして利用している MSCI－KOKUSAI（配当込み、GROSS）の収益率は、配当に対する現地源泉徴収税控除前の値であるが、実際の運用においては、投資対象国によっては配当から現地源泉徴収税が控除されるため、これによるマイナス効果が生じるもの。 ⑥ 暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の各資産の超過収益率について 国内債券、外国債券及び短期資産については、概ねベンチマーク並みの超過収益率を確保したものの、国内株式についてはマイナス０．２３％（年率）の超過収益率となった。 なお、外国株式については、マイナス０．１３％（年率）の超過収益率となったが、配当課税要因（マイナス０．１９％（年率））を除くと、概ねベンチマーク並みの超過収益率を確保した。 なお、平成１８事業年度～平成２０事業年度の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率の要因分析は、次のとおりである。 【平成１８事業年度】 <table><tr><th></th><th>要因分析</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>パッシブ運用の TOPIX の浮動株指数への移行に伴う影響（注１）がプラス寄与となった。</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>配当課税約０．１８％が存在すること（注２）及びマイナスの超過収益率であったファンドが多かったことがマイナス寄与となった。</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td></tr></table> 【平成１９事業年度】 <table><tr><th></th><th>要因分析</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>種別選択において担保付証券等を低めに保有したファンドが多かったことがプラスに寄与した。</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>配当課税約０．１３％が存在すること（注）及び米国や英国での銀行株及び各種金融セクターにおける銘柄選択がマイナスに寄与した。</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td></tr></table>		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	5 年間 16～20 年度 (年率換算)	暫定評価期間 18～20 年度 (年率換算)	時間加重収益率	0.02	0.02	0.26	0.57	0.53	0.28	0.45	ベンチマーク収益率	0.00	0.00	0.19	0.50	0.39	0.22	0.36	超過収益率	0.02	0.02	0.06	0.07	0.14	0.06	0.09		要因分析	国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。	国内株式	パッシブ運用の TOPIX の浮動株指数への移行に伴う影響（注１）がプラス寄与となった。	外国債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。	外国株式	配当課税約０．１８％が存在すること（注２）及びマイナスの超過収益率であったファンドが多かったことがマイナス寄与となった。	短期資産	概ねベンチマーク並みの収益率となった。		要因分析	国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。	国内株式	概ねベンチマーク並みの収益率となった。	外国債券	種別選択において担保付証券等を低めに保有したファンドが多かったことがプラスに寄与した。	外国株式	配当課税約０．１３％が存在すること（注）及び米国や英国での銀行株及び各種金融セクターにおける銘柄選択がマイナスに寄与した。	短期資産	概ねベンチマーク並みの収益率となった。				
	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	5 年間 16～20 年度 (年率換算)	暫定評価期間 18～20 年度 (年率換算)																																																							
時間加重収益率	0.02	0.02	0.26	0.57	0.53	0.28	0.45																																																							
ベンチマーク収益率	0.00	0.00	0.19	0.50	0.39	0.22	0.36																																																							
超過収益率	0.02	0.02	0.06	0.07	0.14	0.06	0.09																																																							
	要因分析																																																													
国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。																																																													
国内株式	パッシブ運用の TOPIX の浮動株指数への移行に伴う影響（注１）がプラス寄与となった。																																																													
外国債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。																																																													
外国株式	配当課税約０．１８％が存在すること（注２）及びマイナスの超過収益率であったファンドが多かったことがマイナス寄与となった。																																																													
短期資産	概ねベンチマーク並みの収益率となった。																																																													
	要因分析																																																													
国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。																																																													
国内株式	概ねベンチマーク並みの収益率となった。																																																													
外国債券	種別選択において担保付証券等を低めに保有したファンドが多かったことがプラスに寄与した。																																																													
外国株式	配当課税約０．１３％が存在すること（注）及び米国や英国での銀行株及び各種金融セクターにおける銘柄選択がマイナスに寄与した。																																																													
短期資産	概ねベンチマーク並みの収益率となった。																																																													

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																						
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																							
		【平成２０事業年度】 <table><tr><td></td><td>要因分析</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速等を背景に、電気機器や輸送用機器を始めとする幅広いセクターにおいて銘柄選択がマイナスに寄与した。</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った社債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与した。</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと及びベンチマーク収益率を上回った食品・生活必需品等のセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がプラスに寄与した。</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>譲渡性預金（CD）を中心に運用を行った結果、０．１４％の超過収益率となった。</td></tr></table> また、各事業年度に行った総合評価（前事業年度までの運用結果を考慮）の結果等を踏まえた資金配分の停止等、資金配分に係る対応を実施した。 ⑦ 評価ベンチマーク（管理運用法人の各資産ごとの運用結果を評価する際に使用するベンチマーク）については、次の点に配慮して設定した。 ・ 基本ポートフォリオ策定時に使用した市場指標（政策ベンチマーク）との整合性 ・ 構成銘柄の属性（流動性・信用性等）の吟味 ・ データが連続して利用可能なこと（継続性）、データの正確性・利便性、デリバティブ等関連商品が充実していること等 以上の結果、評価ベンチマークは以下のとおりとなった。 <table><tr><td>国内債券</td><td>【平成１８事業年度、平成１９事業年度】NOMURA-BP I 総合 【平成２０事業年度】NOMURA-BP I 「除くABS」</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>TOPIX (配当込み)</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>【平成１８事業年度】 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし） 【平成１９事業年度、平成２０事業年度】 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし。以下同じ。）及び世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>TB現先１ヶ月</td></tr></table>		要因分析	国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。	国内株式	リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速等を背景に、電気機器や輸送用機器を始めとする幅広いセクターにおいて銘柄選択がマイナスに寄与した。	外国債券	世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った社債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与した。	外国株式	世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと及びベンチマーク収益率を上回った食品・生活必需品等のセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がプラスに寄与した。	短期資産	譲渡性預金（CD）を中心に運用を行った結果、０．１４％の超過収益率となった。	国内債券	【平成１８事業年度、平成１９事業年度】NOMURA-BP I 総合 【平成２０事業年度】NOMURA-BP I 「除くABS」	国内株式	TOPIX (配当込み)	外国債券	【平成１８事業年度】 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし） 【平成１９事業年度、平成２０事業年度】 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし。以下同じ。）及び世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	TB現先１ヶ月				
	要因分析																											
国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。																											
国内株式	リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速等を背景に、電気機器や輸送用機器を始めとする幅広いセクターにおいて銘柄選択がマイナスに寄与した。																											
外国債券	世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った社債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与した。																											
外国株式	世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと及びベンチマーク収益率を上回った食品・生活必需品等のセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がプラスに寄与した。																											
短期資産	譲渡性預金（CD）を中心に運用を行った結果、０．１４％の超過収益率となった。																											
国内債券	【平成１８事業年度、平成１９事業年度】NOMURA-BP I 総合 【平成２０事業年度】NOMURA-BP I 「除くABS」																											
国内株式	TOPIX (配当込み)																											
外国債券	【平成１８事業年度】 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし） 【平成１９事業年度、平成２０事業年度】 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし。以下同じ。）及び世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）																											
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）																											
短期資産	TB現先１ヶ月																											

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。	（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。	※ 国内債券のベンチマークについては、平成２０年４月からNOMURA－B P I 総合に新たに資産担保証券（A B S）が組み入れられたが、同年４月以降のベンチマークは、同年３月までのNOMURA－B P I 総合と同じく、A B S を含まないNOMURA－B P I 「除くA B S」としている。 ※ 外国債券のベンチマークについては、平成１９年４月から投資ユニバース拡大による収益機会の拡大の観点から、外国債券アクティブ運用のマネージャーベンチマークを非国債を含むシティグループ世界B I G 債券インデックス（除く日本円、円換算ヘッジなし）に変更することとした。 （３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークとの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 （資産全体、各資産等のリスク管理については、第８．３（１）において記述。）。 なお、国内債券、国内株式及び外国株式の一部の運用受託機関に対し、評価ベンチマークと異なるベンチマークを設定しており、このことが各資産のリスクに与える影響についても注視した。 （国内債券パッシブ） 運用資産の規模拡大に伴い、発行・流通量の少ない事業債等の非国債において運用の自由度が低下するおそれがあることを考慮し、非国債を含まないNOMURA-B P I 「国債」をベンチマークとするパッシブファンドを新たに設定することとした。 また、NOMURA-B P I 「国債」をベンチマークとするパッシブファンドにおいて、当該ファンドを含む国内債券パッシブファンド全体と評価ベンチマークであるNOMURA-B P I 「除くA B S」とのトラッキングエラーを毎月モニタリングし、当該ファンドがトラッキングエラーの大きな上昇を招いていないことを確認した。 （国内株式アクティブ） バリューまたはグロースのスタイルベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定していることから、運用スタイルに偏りが生じないよう運用受託機関構成の見直しを行うとともに、スタイルの偏りについては、モニタリングを実施した。 （外国株式アクティブ） 評価ベンチマークであるM S C I K O K U S A I との対比で地域別の割合が一定範囲内に収まるよう管理した。なお、平成２１年２月以降は、運用受託機関構成の見直しによりこの地域特化型ファンドを廃止したため上記の管理は必要なくなった。 さらに、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
第５ その他業務運営に関する重要事項 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （４）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮すること。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮すること。	第８ その他業務運営に関する重要事項 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （４）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮する。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮する。 このため、運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。	第８ その他業務運営に関する重要事項 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （４）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 ① ア 新たに市場に資金配分するに当たっては、特定の時期に配分金額が偏ることのないよう、年度を通じて平準的な配分となるようにした。 さらに、各回の市場配分に当たっては、各資産クラスごとにそれぞれの市場規模を考慮した１日当たりの配分上限額をあらかじめ設け、それらの範囲内に収まるように配分した。 【平成１８事業年度～平成２０事業年度共通】 ・ 年金特別会計からの寄託金の見込み額をベースとし、年金特別会計への納付金見込み額、財投債引受け額、（平成２０事業年度においては年金特別会計への寄託金償還見込み額）財政融資資金償還額及び財投債満期償還金に係るキャッシュフローを勘案した上、事業年度当初において毎回の市場配分予定額を設定し、これに基づく配分を実施した。 また、事業年度中途において、年金特別会計からの寄託金の見込み額及び年金特別会計への納付金見込み額（平成２０事業年度においては寄託金償還見込み額）が変更となったため、当該変更以降の各回の市場配分が平準的になるように市場配分予定額を変更し、これに基づく配分を実施した。 【平成１９事業年度】 ・ NOMURA－B P I「国債」をベンチマークとする国内債券パッシブ運用の開始にあたり、当該ファンドに対する資金の配分について、市場への影響に配慮した１日当たりの配分上限額を新たに定めた。 【平成２０事業年度】 ・ 国内株式及び外国資産に対する資金の配分において、資産ごとの１日当たりの配分上限額について、市場への影響に配慮した見直しを行い、配分上限額を変更した。 イ 運用受託機関の解約等に伴い当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 ウ 年金特別会計への納付金の納付、及び寄託金償還並びに財政融資資金償還に係る資金捻出に当たっては、市場運用している資産の売却を避けることとし、新規の寄託金の受取り及び財投債満期償還に係る資金流入を活用して対応した。 エ 資産構成割合の管理を行うに当たっては、平成２０事業年度までの間は、寄託金等の新規資金を相当程度得られることから、アンダーウェイトしている資産クラスに配分することを通じて行い、オーバーウェイトしている資産クラスは売却しなかった。	A 4.00	A 3.71	A 3.71	A 3.80

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																																							
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０																																																								
		② 平成１８事業年度～２０事業年度における市場配分額の実績は、次のとおりである。 （単位：億円） <table><tr><th rowspan="2">寄託金受入月</th><th colspan="3">市場配分額</th></tr><tr><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>４ 月</td><td>6, 372</td><td>8, 712</td><td>7, 606</td></tr><tr><td>５ 月</td><td>6, 372</td><td>8, 712</td><td>7, 606</td></tr><tr><td>６ 月</td><td>6, 372</td><td>8, 956</td><td>7, 606</td></tr><tr><td>７ 月</td><td>6, 372</td><td>8, 712</td><td>7, 627</td></tr><tr><td>８ 月</td><td>6, 384</td><td>8, 712</td><td>7, 639</td></tr><tr><td>９ 月</td><td>5, 990</td><td>9, 190</td><td>7, 606</td></tr><tr><td>１０月</td><td>5, 990</td><td>9, 626</td><td>10, 210</td></tr><tr><td>１１月</td><td>9, 118</td><td>11, 884</td><td>10, 210</td></tr><tr><td>１２月</td><td>9, 138</td><td>11, 884</td><td>10, 210</td></tr><tr><td>１ 月</td><td>9, 784</td><td>11, 884</td><td>10, 210</td></tr><tr><td>２ 月</td><td>9, 784</td><td>11, 884</td><td>10, 210</td></tr><tr><td>３ 月</td><td>9, 781</td><td>11, 881</td><td>11, 041</td></tr></table> （注）財政融資資金償還等のために、一時的に短期資産に配分した資金を除く。 ③ 民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運 用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 ④ 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の ５％以下とするよう引き続き求めることとし、この基準をすべての運用受託機関が遵守しているこ とを確認した。	寄託金受入月	市場配分額			18 年度	19 年度	20 年度	４ 月	6, 372	8, 712	7, 606	５ 月	6, 372	8, 712	7, 606	６ 月	6, 372	8, 956	7, 606	７ 月	6, 372	8, 712	7, 627	８ 月	6, 384	8, 712	7, 639	９ 月	5, 990	9, 190	7, 606	１０月	5, 990	9, 626	10, 210	１１月	9, 118	11, 884	10, 210	１２月	9, 138	11, 884	10, 210	１ 月	9, 784	11, 884	10, 210	２ 月	9, 784	11, 884	10, 210	３ 月	9, 781	11, 881	11, 041				
寄託金受入月	市場配分額																																																												
	18 年度	19 年度	20 年度																																																										
４ 月	6, 372	8, 712	7, 606																																																										
５ 月	6, 372	8, 712	7, 606																																																										
６ 月	6, 372	8, 956	7, 606																																																										
７ 月	6, 372	8, 712	7, 627																																																										
８ 月	6, 384	8, 712	7, 639																																																										
９ 月	5, 990	9, 190	7, 606																																																										
１０月	5, 990	9, 626	10, 210																																																										
１１月	9, 118	11, 884	10, 210																																																										
１２月	9, 138	11, 884	10, 210																																																										
１ 月	9, 784	11, 884	10, 210																																																										
２ 月	9, 784	11, 884	10, 210																																																										
３ 月	9, 781	11, 881	11, 041																																																										

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０	
第 ５　その他業務運営に関する重要事項 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 						

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０	
第５ その他業務運営に関する重要事項 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （６）管理及び運用に関する具体的な方針の策定 年金積立金の管理及び運用について、具体的な方針を策定すること。	第８ その他業務運営に関する重要事項 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （６）管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年１回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	第８ その他業務運営に関する重要事項 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （６）管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 平成１８事業年度において策定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等）について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、運用委員会に報告後、それぞれホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 【平成１８事業年度】 ア これまでの実行上のルールを規定化するもの（例：銘柄格付のない金融債は、発行体格付をもって代替させる。） イ 運用受託機関等の解約等の手続きの簡素化（解約等の際にあらかじめ行うこととされている警告について、必要ある場合は省略可とする。） ウ 資産管理機関等自体の格付基準の強化（２社以上の格付機関からＢＢＢ格以上の格付けを得ており、かつ、格付機関のいずれからでもＢＢ格以下の格付けを得ていないことを要する。） エ その他 【平成１９事業年度】 （平成１９年５月１５日改正） 管理運用法人の評価ベンチマークの変更に伴うもの（平成１８事業年度において、投資ユニバース拡大による収益機会の拡大の観点から、外国債券アクティブ運用のマネージャーベンチマークを非国債を含むシティグループ世界ＢＩＧ債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし）に変更することとした。） それに伴い、外国債券の評価ベンチマークも、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）及び世界ＢＩＧ債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界ＢＩＧ債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更することとした。 （平成２０年３月３１日改正） ア 新規資金等の配分方法について、従来の線形移行から配分の都度移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオと同じ）との乖離を縮小する方法に見直し、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオ）を達成できるよう改善した。 イ 多くの運用機関を募ることにより、優秀な運用機関を選定する機会を増やすことができるよう、管理運用方針及び公募要綱等の見直し及び運用受託機関の応募要件を緩和するなどの見直しを行った。	A 3.86	A 4.00	A 3.57	A 3.81

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０	
		【平成２０事業年度】 (平成２１年２月４日改正) ２月からＦＢ及びＴＢが国庫短期証券として統合発行されることに伴う変更を行った。 (平成２１年４月１日改正) 平成２０年度末で乖離許容幅の下で基本ポートフォリオを達成したことに伴い、資産構成割合の変更等について、移行ポートフォリオ管理に即した記載内容を基本ポートフォリオ管理に即した記載内容に変更することとした。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																									
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０																										
２．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）ポートフォリオの策定 ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。 ・ 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とすること。 ・ 年金財政の安定化の視点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 なお、財投債の引受けが平成１９年度まで、財政融資資金に預託された年金積立金の償還が平成２０年度まで継続することを踏まえて、年金積立金全体についてのポートフォリオを策定すること。	２．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）基本ポートフォリオの基本的考え方 基本ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとする。 その際、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とし、年金財政の安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える。 併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。 （２）基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。 財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成２０年度に実現することを目標として、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。 <table><tr><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td>67%</td><td>11%</td><td>8%</td><td>9%</td><td>5%</td></tr></table> （目標収益率 3.37％、リスク（標準偏差） 5.55％）	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	67%	11%	8%	9%	5%	２．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）基本ポートフォリオの基本的考え方及び（２）基本ポートフォリオ 《基本ポートフォリオの策定》 基本ポートフォリオは、中期目標からの要請を実現する場合に、負担すべきリターン変動のリスクが最小になるポートフォリオが最も効率的であるとの考え方に基づいて策定した。 また、資産クラスとしては、安全性・収益性・投資可能性等を考慮して国内債券、国内株式、外国株式、外国債券及び短期資産の５種類とし、それぞれの期待リターンの推計に当たっては、年金財政との整合性に留意して共通の経済前提を用いた。この基本ポートフォリオの具体的な策定プロセスは次のとおりである。 ① 基本ポートフォリオを構成する各資産の期待リターンの推計に当たっては、比較的客観性が高いこと、実質的な運用利回りの確保を明確化するのに適していること等から、期待リターンが物価上昇率（CPI）と実質リターン（実質短期金利+リスクプレミアム）の和で表されるアプローチを用いた。 ア 国内債券の期待リターン推計値は、年金財政前提との整合性に留意し、これと同じ数値を推計値とした。 イ 外国債券の期待リターン推計値は、過去のデータを用いてリスクプレミアムを算出し、これを用いて推計を行った。 ウ 国内株式及び外国株式の期待リターン推計値は、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行った。具体的には、国内株式では経済成長予測と整合性の高い割引配当モデルを用い、外国株式については、過去のデータを用いて求めたリスクプレミアムからP E R（株価収益率）の伸び率を減じることで、慎重な推計値となるよう努めた。 ② 基本ポートフォリオを構成する各資産のリスク・相関係数の推計に当たり、恣意性を排除することを主目的として過去データの統計値を用いた。 ③ 基本ポートフォリオの資産構成割合決定に当たり、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数をもとに、期待収益率が年金財政上の運用利回りである３．２％（賃金上昇率を上回る実質的な運用利回り１．１％）を確保する最小のリスクを持つポートフォリオ群から、年金財政安定化を目的として、年金財政の予定している年金積立金額を下回る可能性がより小さくなると期待されるものを選んだ。また、乖離許容幅については、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、次のとおり設定した。 <table><tr><td colspan="5">（単位：％）</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td>67</td><td>11</td><td>8</td><td>9</td><td>5</td></tr></table> （目標収益率 3.37％、リスク（標準偏差） 5.55％）	（単位：％）					国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	67	11	8	9	5	A 4.00	A 3.71	A 4.00	A 3.90
国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																											
67%	11%	8%	9%	5%																											
（単位：％）																															
国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																											
67	11	8	9	5																											

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																																																																														
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０																																																																																															
	(%)<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8</td><td>±6</td><td>±5</td><td>±5</td></tr><tr><td>資産の変動幅</td><td>59 ～ 67 ～ 75</td><td>5～11 ～17</td><td>3 ～ 8 ～13</td><td>4 ～ 9 ～14</td></tr></table> （３）移行ポートフォリオ 基本ポートフォリオを実現することを目標にしている平成２０年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度のポートフォリオ（以下「移行ポートフォリオ」という。）を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。各年度の移行ポートフォリオは、前年度末（平成１８年度の移行ポートフォリオについては、年金積立金管理運用独立行政法人設立時）に策定する。 移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産ごとに、前年度末（平成１８年度の移行ポートフォリオについては、特殊法人時の最終年度末（平成１７年度末））の資産構成割合の値と当該年度の移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、当該年度末に達成されるべきものとする。		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	乖離許容幅	±8	±6	±5	±5	資産の変動幅	59 ～ 67 ～ 75	5～11 ～17	3 ～ 8 ～13	4 ～ 9 ～14	(単位：％)<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8</td><td>±6</td><td>±5</td><td>±5</td></tr><tr><td>資産の変動幅</td><td>59～67～75</td><td>5～11～17</td><td>3～8～13</td><td>4～9～14</td></tr></table> （３）移行ポートフォリオ ≪移行ポートフォリオの策定及び管理≫ 【平成１８事業年度】 平成１８事業年度及び平成１９事業年度の移行ポートフォリオは、市場への影響に配慮しつつ、平成２０事業年度末に基本ポートフォリオに円滑に移行するように、直近の前事業年度末の資産配分比率と基本ポートフォリオの同比率を残存年数で線形按分することにより、運用資産全体に係るもの及び管理運用法人が管理運用する市場運用部分のみに係るものの二種類を次のとおり策定した。その際、当該年度の新規寄託金や年金特別会計への納付金のそれぞれの見込み額等についても配慮した。 ●運用資産全体の移行ポートフォリオ (単位：％)<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td rowspan="2">18 年度</td><td>資産構成割合</td><td>69.7</td><td>11.1</td><td>5.7</td><td>7.4</td><td>6.1</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±4</td><td>－3</td><td>－3</td><td>－3</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">19 年度</td><td>資産構成割合</td><td>67.6</td><td>11.7</td><td>6.9</td><td>8.6</td><td>5.2</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±6</td><td>－5</td><td>－4</td><td>－4</td><td>－</td></tr></table> ●管理運用法人の移行ポートフォリオ (単位：％)<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td rowspan="2">18 年度</td><td>資産構成割合</td><td>53.8</td><td>21.2</td><td>10.9</td><td>14.1</td><td>0.0</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±6</td><td>－5</td><td>－5</td><td>－5</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">19 年度</td><td>資産構成割合</td><td>58.5</td><td>17.9</td><td>10.5</td><td>13.1</td><td>0.0</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±7</td><td>－6</td><td>－5</td><td>－5</td><td>－</td></tr></table> （注） 当法人の移行ポートフォリオは、管理運用法人が管理運用する資産のうち、市場で運用するものについてのポートフォリオである。なお、満期保有とする財投債の管理分については含まない。 【平成１９事業年度】 翌年度の移行ポートフォリオの策定作業にあたっては、平成２０事業年度は移行最終年度であるため、年度末に年金積立金全体として基本ポートフォリオを実現することが求められており、前年度までの市場運用部分のみを対象とした資産構成割合ベースによるポートフォリオ管理では		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	乖離許容幅	±8	±6	±5	±5	資産の変動幅	59～67～75	5～11～17	3～8～13	4～9～14		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	18 年度	資産構成割合	69.7	11.1	5.7	7.4	6.1	乖離許容幅	±4	－3	－3	－3	－	19 年度	資産構成割合	67.6	11.7	6.9	8.6	5.2	乖離許容幅	±6	－5	－4	－4	－		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	18 年度	資産構成割合	53.8	21.2	10.9	14.1	0.0	乖離許容幅	±6	－5	－5	－5	－	19 年度	資産構成割合	58.5	17.9	10.5	13.1	0.0	乖離許容幅	±7	－6	－5	－5	－				
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																
乖離許容幅	±8	±6	±5	±5																																																																																																
資産の変動幅	59 ～ 67 ～ 75	5～11 ～17	3 ～ 8 ～13	4 ～ 9 ～14																																																																																																
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																
乖離許容幅	±8	±6	±5	±5																																																																																																
資産の変動幅	59～67～75	5～11～17	3～8～13	4～9～14																																																																																																
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																																																																															
18 年度	資産構成割合	69.7	11.1	5.7	7.4	6.1																																																																																														
	乖離許容幅	±4	－3	－3	－3	－																																																																																														
19 年度	資産構成割合	67.6	11.7	6.9	8.6	5.2																																																																																														
	乖離許容幅	±6	－5	－4	－4	－																																																																																														
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																																																																															
18 年度	資産構成割合	53.8	21.2	10.9	14.1	0.0																																																																																														
	乖離許容幅	±6	－5	－5	－5	－																																																																																														
19 年度	資産構成割合	58.5	17.9	10.5	13.1	0.0																																																																																														
	乖離許容幅	±7	－6	－5	－5	－																																																																																														

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																				
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０																					
		不十分であると判断し、年金積立金全体を対象とした金額ベースでの管理に改め、移行ポートフォリオ及びその乖離許容幅を基本ポートフォリオと同一とし、平成２０事業年度の移行ポートフォリオ及び乖離許容幅を下表のように定めた。 ●移行ポートフォリオ (単位：％) <table><tr><th colspan="2"></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th><th>短期資産</th></tr><tr><td rowspan="2">20 年度</td><td>資産構成割合</td><td>67.0</td><td>11.0</td><td>8.0</td><td>9.0</td><td>5.0</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8</td><td>±6</td><td>±5</td><td>±5</td><td>－</td></tr></table> なお、平成１９事業年度の移行ポートフォリオの管理にあたっては、移行期間中のポートフォリオ管理は、年度末の目標資産構成割合である移行ポートフォリオを目指し、寄託金等の市場配分を基本に行っている。 【平成２０事業年度】 ○移行ポートフォリオ 移行最終年度である平成２０事業年度は、年度末のポートフォリオの移行目標を基本ポートフォリオと定めた。 その結果、各資産とも年度を通じて乖離許容幅内に収まり、年度末においては乖離許容幅の下で基本ポートフォリオを達成した。			国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	20 年度	資産構成割合	67.0	11.0	8.0	9.0	5.0	乖離許容幅	±8	±6	±5	±5	－				
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																				
20 年度	資産構成割合	67.0	11.0	8.0	9.0	5.0																				
	乖離許容幅	±8	±6	±5	±5	－																				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
２．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （２）ポートフォリオの見直し ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。	２．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （４）基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を毎年１回行うとともに、必要に応じて随時見直す。	２．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （４）基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの検証に当たっては、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数を対象に、毎年１回直近データを加えることにより、策定時のものと乖離が生じていないかについて確認を行った。また、相関係数については、策定時に用いた長期の過去データのみならず、直近の構造変化の有無についても検証するため、直近１０年間のデータにも基づいて行うこととした。 その結果、いずれも、策定時のものと大きな乖離がないことを確認し、基本ポートフォリオの変更の必要はないとの結論を得た。 【次期基本ポートフォリオの策定】 平成２０事業年度においては次期基本ポートフォリオの策定について、現行基本ポートフォリオの課題を洗い出した上で、運用委員の専門的な知見を十分に活かしながら、以下に掲げる事項についての詳細な検討を行った。検討に際しては、現行基本ポートフォリオの構築方法を整理することから出発し、キャッシュアウト、実質的なリターンや年金財政上のリスク指標を考慮する新たな構築方法について検討を行った。併せて財政検証の結果を踏まえて足下と長期の前提の考え方について、論点を整理した。 (主な検討内容) ・ポートフォリオの構築方法について ・基本ポートフォリオ策定における負債の考慮について ・ALMによるポートフォリオ作成 ・共分散以外のリスクファクターの整理 ・基本ポートフォリオとその想定投資期間の考え方 ・実質的なベースでの基本ポートフォリオの構築 ・基本ポートフォリオの運用目標について	A 4.00	A 3.71	A 3.57	A 3.76

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																																							
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																																																								
3. 年金積立金の管理及び運用に関し 遵守すべき事項 （１）リスク管理の徹底 ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。	3. 年金積立金の管理及び運用に関し 遵守すべき事項 （１）基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理 基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握するとともに、必要な措置を講じる。 厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （１）移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理 ① 中期計画等に基づくリスク管理等の内容の充実及び向上 管理運用法人が年金積立金の管理及び運用を行うに当たって管理すべきリスク項目については、月次で「リスク管理状況等の報告」資料としてまとめているところであるが、各年度においてより充実した報告資料となるよう精力的に見直し等を行った。 【平成１８事業年度】 管理運用法人が年金積立金の管理運用を行うに当たって管理すべきリスク項目について体系的な整理を行った。当該整理を踏まえ、「リスク管理状況等の報告」資料の全面的な改訂を行い、中期計画及び年度計画等に明記したリスク管理項目についてのモニタリングを漏れなく実施した。 【平成１９事業年度】 前年度の体系的な整理に加え、資産構成割合の乖離状況の精緻な把握や外国債券アクティブ運用のベンチマーク変更に伴い、リスクモニタリング項目の変更を行う等、更なる内容の充実に努めた。 ② 乖離状況の把握等 平成１８事業年度及び平成１９事業年度においては、各事業年度における移行ポートフォリオとの乖離状況を、平成２０事業年度においては、基本ポートフォリオとの乖離状況を毎月把握し、あらかじめ定められた乖離許容幅内に収まるよう新規資金配分等を行った結果、各月とも乖離許容幅内に収まり問題がないことを確認した。 なお、平成１８事業年度においては四半期ごとに設定していたポートフォリオの目標値との乖離状況を把握し、管理を行ったが、平成１９事業年度からは、それまで四半期ごとに設定していたポートフォリオの目標値を更に月単位に細分化した参照値との乖離状況を把握し、管理の精緻化を図るとともに、基本ポートフォリオの達成に向けた資金配分方法の見直しを行った。 ●乖離状況（上段：目標値 下段：乖離） （単位：％） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">18 年度</th><th colspan="2">19 年度</th><th colspan="2">20 年度</th></tr><tr><th>年度末</th><th>乖離許容幅</th><th>年度末</th><th>乖離許容幅</th><th>年度末</th><th>乖離許容幅</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>53.80 -1.79</td><td>±6</td><td>58.50 3.87</td><td>±7</td><td>67.00 3.34</td><td>±8</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>21.20 1.24</td><td>-5</td><td>17.90 -2.79</td><td>-6</td><td>11.00 -1.78</td><td>±6</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>10.90 -0.23</td><td>-5</td><td>10.50 0.08</td><td>-5</td><td>8.00 0.10</td><td>±5</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>14.10 0.77</td><td>-5</td><td>13.10 -1.16</td><td>-5</td><td>9.00 -1.66</td><td>±5</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>0.00 0.00</td><td>—</td><td>0.00 0.00</td><td>—</td><td>5.00 0.00</td><td>—</td></tr><tr><td>合計</td><td>100.00</td><td>—</td><td>100.00</td><td>—</td><td>100.00</td><td>—</td></tr></table>		18 年度		19 年度		20 年度		年度末	乖離許容幅	年度末	乖離許容幅	年度末	乖離許容幅	国内債券	53.80 -1.79	±6	58.50 3.87	±7	67.00 3.34	±8	国内株式	21.20 1.24	-5	17.90 -2.79	-6	11.00 -1.78	±6	外国債券	10.90 -0.23	-5	10.50 0.08	-5	8.00 0.10	±5	外国株式	14.10 0.77	-5	13.10 -1.16	-5	9.00 -1.66	±5	短期資産	0.00 0.00	—	0.00 0.00	—	5.00 0.00	—	合計	100.00	—	100.00	—	100.00	—	S 4.71	A 4.00	A 3.71	A 4.14
	18 年度			19 年度		20 年度																																																							
	年度末	乖離許容幅	年度末	乖離許容幅	年度末	乖離許容幅																																																							
国内債券	53.80 -1.79	±6	58.50 3.87	±7	67.00 3.34	±8																																																							
国内株式	21.20 1.24	-5	17.90 -2.79	-6	11.00 -1.78	±6																																																							
外国債券	10.90 -0.23	-5	10.50 0.08	-5	8.00 0.10	±5																																																							
外国株式	14.10 0.77	-5	13.10 -1.16	-5	9.00 -1.66	±5																																																							
短期資産	0.00 0.00	—	0.00 0.00	—	5.00 0.00	—																																																							
合計	100.00	—	100.00	—	100.00	—																																																							

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０	
	・資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。 ・各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。	③ 資産全体のリスク管理 リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 具体的には、次のような複数のリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。 ア 参照ポートフォリオの推定総リスク 移行ポートフォリオの市場運用部分の資産構成割合（参照ポートフォリオ）をベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。 イ 実績ポートフォリオの推定総リスク 管理運用法人が実際に市場運用するポートフォリオの推定リスク量（資産配分に係る推定総リスク（ウ）に運用資産全体の推定トラッキングエラー（エ）を加味したもの）。 ウ 資産配分に係る推定総リスク 管理運用法人が実際に市場運用するポートフォリオの資産構成割合をベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。 エ 運用資産全体の推定トラッキングエラー 管理運用法人が実際に市場運用するポートフォリオの各資産の推定トラッキングエラーをポートフォリオ全体で合算したもの。 オ 推定トラッキングエラーを含めた推定相対リスク 参照ポートフォリオの推定総リスク（ア）と実績ポートフォリオの推定総リスク（イ）の推定リスク量の差異。 カ 実績トラッキングエラー 管理運用法人が実際に市場運用するポートフォリオのトラッキングエラーの実績値（過去６０か月）。 各事業年度において資産全体のリスクの変化とその変化の動向をモニタリングし、変化の要因分析と問題の有無を確認することとしている。当該確認の結果、各年度とも特に問題のないことを確認した。 ④ 各資産のリスク管理 国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれ毎月リスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要性についても判断した。その結果、各事業年度において問題のないことを確認した。 なお、平成１９事業年度においては、外国債券アクティブ運用のベンチマークをシティグループ世界ＢＩＧ債券インデックスに変更した。当該インデックスには MBS が組み入れられていることから、デュレーションの管理を従来の修正デュレーションから、期限前償還によるキャッシュフロー変化を考慮する実効デュレーションへと変更し、実質的なリスク数値を把握・点検した結果、ガイドラインが遵守されていることを確認した。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																								
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０																																									
		また、当該ベンチマークの変更に伴い機動的に金利リスクを調整する目的から各運用受託機関に対して債券先物の利用を認めたことから、ガイドラインに定めた基準に沿って利用されていることを確認した。 さらに、国内債券においても機動的に金利リスクを調整する目的から各運用受託機関に対して債券先物の利用を認めたことから、ガイドラインに定めた基準に沿って利用されていることを確認した。 流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況を、また、信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、ソブリンリスクについて注視し、問題のないことを確認した。 ⑤ 対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析 各事業年度ごとに市場運用分に係る時間加重収益率と複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を管理運用法人の移行ポートフォリオを基に計算して得られた資産構成割合で加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③複合要因（誤差を含む）の３つの要因に分解すると、次のとおりである。 【平成１８事業年度】 （単位：％） <table><tr><th></th><th>資産配分要因</th><th>個別資産要因</th><th>複合要因 （誤差を含む）</th><th>①+②+③</th></tr><tr><th></th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th></th></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.01</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.02</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.06</td><td>0.04</td><td>0.00</td><td>-0.02</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>-0.01</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>0.02</td><td>-0.04</td><td>0.00</td><td>-0.03</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>-0.03</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>-0.03</td></tr><tr><td>合計</td><td>-0.06</td><td>0.00</td><td>-0.02</td><td>-0.08</td></tr></table> 市場運用分に係る時間加重収益率と複合ベンチマーク収益率を比較した場合の主な乖離要因は、管理運用法人の移行ポートフォリオを基に計算された資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離による資産配分要因であった。資産構成割合の乖離は、前年度末の資産構成割合と管理運用法人の移行ポートフォリオとの関係及び他資産を含めた市場動向等により大きく影響を受けるため生じた。		資産配分要因	個別資産要因	複合要因 （誤差を含む）	①+②+③		①	②	③		国内債券	0.01	0.00	0.00	0.02	国内株式	-0.06	0.04	0.00	-0.02	外国債券	0.00	0.00	0.00	-0.01	外国株式	0.02	-0.04	0.00	-0.03	短期資産	-0.03	0.00	0.00	-0.03	合計	-0.06	0.00	-0.02	-0.08				
	資産配分要因	個別資産要因	複合要因 （誤差を含む）	①+②+③																																										
	①	②	③																																											
国内債券	0.01	0.00	0.00	0.02																																										
国内株式	-0.06	0.04	0.00	-0.02																																										
外国債券	0.00	0.00	0.00	-0.01																																										
外国株式	0.02	-0.04	0.00	-0.03																																										
短期資産	-0.03	0.00	0.00	-0.03																																										
合計	-0.06	0.00	-0.02	-0.08																																										

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																																																						
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																																																																							
		【平成１９事業年度】 (単位：％) <table><tr><th></th><th>資産配分要因 ①</th><th>個別資産要因 ②</th><th>複合要因 (誤差を含む) ③</th><th>①+②+③</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.05</td><td>-0.03</td><td>0.00</td><td>0.02</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.19</td><td>0.05</td><td>0.00</td><td>0.24</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>-0.01</td><td>0.01</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>-0.07</td><td>-0.05</td><td>0.00</td><td>-0.12</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>0.01</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.01</td></tr><tr><td>合計</td><td>0.17</td><td>-0.02</td><td>-0.02</td><td>0.13</td></tr></table> 市場運用分に係る時間加重収益率と複合ベンチマーク収益率を比較した場合の主な乖離要因は、管理運用法人の移行ポートフォリオを基に計算された資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離による資産配分要因であった。資産構成割合の乖離は、第４四半期からは、基本ポートフォリオ達成の時期が翌年度末と間近に迫ってきたため、移行ポートフォリオの達成を一義的に目指す方針を転換し、基本ポートフォリオへ向けて資金配分を行ったこともあり、拡大することとなった。 【平成２０事業年度】 (単位：％) <table><tr><th></th><th>資産配分要因 ①</th><th>個別資産要因 ②</th><th>複合要因 (誤差を含む) ③</th><th>①+②+③</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.27</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.27</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.26</td><td>-0.16</td><td>0.01</td><td>0.11</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>-0.07</td><td>-0.03</td><td>0.00</td><td>-0.09</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>0.54</td><td>0.01</td><td>0.00</td><td>0.55</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>0.01</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.01</td></tr><tr><td>合計</td><td>1.01</td><td>-0.17</td><td>0.05</td><td>0.88</td></tr></table> 市場運用分に係る時間加重収益率と複合ベンチマーク収益率を比較した場合の主な乖離要因は、管理運用法人が目標とする資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離による資産配分要因であった。		資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	複合要因 (誤差を含む) ③	①+②+③	国内債券	0.05	-0.03	0.00	0.02	国内株式	0.19	0.05	0.00	0.24	外国債券	-0.01	0.01	0.00	0.00	外国株式	-0.07	-0.05	0.00	-0.12	短期資産	0.01	0.00	0.00	0.01	合計	0.17	-0.02	-0.02	0.13		資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	複合要因 (誤差を含む) ③	①+②+③	国内債券	0.27	0.00	0.00	0.27	国内株式	0.26	-0.16	0.01	0.11	外国債券	-0.07	-0.03	0.00	-0.09	外国株式	0.54	0.01	0.00	0.55	短期資産	0.01	0.00	0.00	0.01	合計	1.01	-0.17	0.05	0.88				
	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	複合要因 (誤差を含む) ③	①+②+③																																																																								
国内債券	0.05	-0.03	0.00	0.02																																																																								
国内株式	0.19	0.05	0.00	0.24																																																																								
外国債券	-0.01	0.01	0.00	0.00																																																																								
外国株式	-0.07	-0.05	0.00	-0.12																																																																								
短期資産	0.01	0.00	0.00	0.01																																																																								
合計	0.17	-0.02	-0.02	0.13																																																																								
	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	複合要因 (誤差を含む) ③	①+②+③																																																																								
国内債券	0.27	0.00	0.00	0.27																																																																								
国内株式	0.26	-0.16	0.01	0.11																																																																								
外国債券	-0.07	-0.03	0.00	-0.09																																																																								
外国株式	0.54	0.01	0.00	0.55																																																																								
短期資産	0.01	0.00	0.00	0.01																																																																								
合計	1.01	-0.17	0.05	0.88																																																																								

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
	・各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。 ・各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。 ・自家運用 運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。	⑥ 各運用受託機関及び各資産管理機関 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用体制、リスク指標、運用手法等を規定した運用ガイドラインを示す際に、各社の運用スタイルに応じたベンチマークも設定した。各ファンドの投資行動及び運用状況について把握し、リスク管理指標に係る目標値の遵守については、状況によりリスク管理指標の目標値の改定の協議を行い、これを認めるなど適切な措置を講じた。 また、少数銘柄に集中投資することによるリスクが高まることを防止し、分散投資することを目的に、株式アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用における同一銘柄等に対する投資上限を定め、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を随時把握し、分散投資の観点から問題がないことを確認した。 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。各事業年度において運用体制の変更等があった運用受託機関に対してはミーティング等を実施し説明を求め、運用に影響を及ぼす可能性があることと認められた社については、警告を行い、資金の一部回収を実施する等適切な措置を講じた。 その他、システムチェックの不具合に起因する管理目標値の逸脱等が続いた運用受託機関に対しては警告を行い、資金配分を停止する等適切な措置を講じた。 各事業年度において、運用受託機関（運用と併せて資産管理を行うもの）の信用リスクについては、格付状況を月１回確認し、問題のないことを確認した。 イ 資産管理機関に対し、資産管理の方法、資産管理体制・コンプライアンス等について規定した資産管理ガイドラインを提示した。 また、各事業年度において、各社の資産管理状況については、毎月データの提出を求めるとともに、定期ミーティングにおいても状況を確認した。 このほか、資産管理体制の変更についても、変更のあった都度提示したガイドラインに基づき手続きが行われ、変更後の資産管理体制について、特に問題のないことを確認するとともに、信用リスクの管理についても、格付状況を月１回確認し、問題のないことを確認した。 【自家運用】 平成１９事業年度より自家運用に係る牽制機能をより強化するため、自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部が提示することとし、その遵守状況について運用部が管理することとした。 運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、運用手法、運用体制及び方針等の提出を求めた。また、インハウス運用室から月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標にかかる目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、平成１９事業年度より各事業年度ごとに、前事業年度の報告を受け、自家運用に係る評価のためのミーティングを実施し、問題のないことを確認した。 なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付け並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスクについては日々、短期資産ファンドの運用対象資産及び与信限度額については約定前後に、ガイドライン遵守状況の確認を行っている。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																								
			H 1 8	H 1 9	H 2 0																									
3．年金積立金の管理及び運用に関し 遵守すべき事項 （２）運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とし、例外は確たる根拠がある場合に限るものとする。	3．年金積立金の管理及び運用に関し 遵守すべき事項 （２）運用手法 年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。また、アクティブ運用は、運用手法として広く認められていることを前提とし、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。	3．年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （２）運用手法 各資産とも、新規資金の配分を含めパッシブ運用を中心に運用を行い、各事業年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり資産の約７～８割がパッシブ運用となっている。 ●パッシブ運用の割合（各事業年度末） <table><tr><td></td><td>18 年度末</td><td>19 年度末</td><td>20 年度末</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>77.97</td><td>80.87</td><td>82.26</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>76.27</td><td>76.41</td><td>75.73</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>71.91</td><td>72.31</td><td>71.71</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>79.85</td><td>82.94</td><td>85.35</td></tr><tr><td>合 計</td><td>77.22</td><td>79.53</td><td>80.47</td></tr></table> なお、事業年度ごとに次の運用受託機関の選定を行った。 【平成１８事業年度】 外国債券アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定 【平成１９事業年度】 国内債券のNOMURA－B P I 国債型パッシブ運用受託機関の選定及び国内株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定 【平成２０事業年度】 外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定 上記選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、管理運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、特にアクティブ運用については、超過収益確保の可能性が高いと判断した社を選定した。 （３）運用受託機関及び資産管理機関の管理 ①□ 運用受託機関等説明会を事業年度ごと４月又は５月に行い、次の事項について周知を図った。 ア 各事業年度の管理運用方針の主な変更点 イ 各事業年度の年度計画 ウ 管理運用上の留意点 エ その他各事業年度において固有の事項等		18 年度末	19 年度末	20 年度末	国内債券	77.97	80.87	82.26	国内株式	76.27	76.41	75.73	外国債券	71.91	72.31	71.71	外国株式	79.85	82.94	85.35	合 計	77.22	79.53	80.47	A 4.00	A 4.00	B 3.42	A 3.80
	18 年度末	19 年度末	20 年度末																											
国内債券	77.97	80.87	82.26																											
国内株式	76.27	76.41	75.73																											
外国債券	71.91	72.31	71.71																											
外国株式	79.85	82.94	85.35																											
合 計	77.22	79.53	80.47																											

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
		② 運用受託機関等の選定、管理及び評価 ア 事業年度ごとに各運用受託機関から月末の資産管理及び運用状況について月１回報告を求め、資産全体の資産構成割合を管理した。 イ 総合評価を目的とした定期ミーティングを運用受託機関に対して実施し、評価が一定水準に達しない運用受託機関について資金配分を停止する等の措置を講じた。 また、運用体制の変更等により、運用に支障が生じた運用受託機関については、警告を行うとともに資金配分を停止し、資金の一部回収を行うほか、警告したにも関わらず状況改善が見込めないと判断した社については解約する等、運用受託機関ごとに適切な措置を講じた。 ウ 事業年度ごとに運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行ったが、選定に当たっては、運用受託機関の選定を適切に実施するため、審査ルール及び公募要綱を見直し、ホームページにより公募を実施した。 また、外部の専門家たる運用コンサルティング会社を活用するとともに、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、管理運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、新規応募の運用機関及び既存の運用受託機関を選定した。 なお、選定のプロセスは次のとおり。 ・公募：公募要綱を作成し、ホームページに掲載のうえ実施。 ・第１次審査：応募書類に基づく応募資格要件等を審査。 ・第２次審査：ヒアリングに基づく投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制の評価項目について審査基準に基づき審査。 ・第３次審査：運用哲学やプロセスが投資判断を行うファンド・マネージャー等に共有され、理解されているか現地調査を実施して確認。役員等による運用受託機関等選定委員会の実施。管理運用委託手数料を含む総合評価結果及び運用受託機関構成を勘案した選定。 エ 資産管理機関については、投資一任契約が認められた平成１３事業年度より４社を採用し、各資産管理機関に複数の資産の管理をさせてきたところであるが、業務・システム最適化計画を推進することに併せ、資産移管にかかる事務の効率化及び資産ごとのデータの統一による事務の効率化を図ることや資産集約による規模のメリットからの管理運用委託手数料の低減等を図ることを目的として、平成１９事業年度に１資産クラス１資産管理機関に集約することとした。 資産管理機関の選定に当たっては、公募を行うとともに、あらかじめ定めた審査基準に基づき審査を行い、管理運用委託手数料及び外国における保管手数料等を含む総合評価に加え、業務・システム最適化計画における対応、資産移管に係る事務リスク等を勘案し、資産管理機関４社を各資産の集約先として決定した。 集約に伴う資産移管については、事務リスクを最小限に抑えること等を考慮し、時期を分散し、平成２０事業年度より実施した。 ③ 事業年度ごとに運用受託機関を管理するため次のことを行った。 ア 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示した。 イ 運用受託機関ごとに提示したガイドラインにおける運用手法、運用体制及び社の方針等については、随時必要な資料の提出を求めた。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
		ウ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を月次で求めた。 エ 信用リスクについては、随時管理するとともに、運用体制の変更等が発生した場合は、随時報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認し、適切な措置を講じた。 オ イからエまでに係る報告内容については月次単位で整理し、分析を行った。 カ 事業年度ごとに必要に応じ、上半期の運用状況及びリスク管理の遵守状況の確認を目的とした定期ミーティングを運用受託機関に対して実施した。 なお、本ミーティングを実施しないファンドについても、同一の様式により報告書を求め、運用状況及びリスク管理状況を確認した。 ④ 事業年度ごとに資産管理機関を管理するため次のことを行った。 ア 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等について規定した資産管理ガイドラインを提示した。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示した。 イ 資産管理機関ごとに提示したガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した（４社）。 ウ 信用リスクについては、月１回格付状況に問題のないことを確認した。 なお、自家運用における資産管理機関については、日々、格付状況に問題がないことを確認するとともに、資産管理業務について、取引の翌営業日に資産管理機関より情報開示される銘柄別取引明細書と約定日に送付した指図書記載の取引内容を突合し、適切に管理されていることを確認した。 エ 事業年度ごとに、総合評価を目的とした定期ミーティングを全資産管理機関に対して実施した。				

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	
３．年金積立金の管理及び運用に関し 遵守すべき事項 （３）その他 - 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 - 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。 - 企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。	３．年金積立金の管理及び運用に関し 遵守すべき事項 （３）その他 - 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 - 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 - 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないように株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。	（４）その他 ① 運用受託機関に対する資金の配分及び回収については、市場への影響に配慮し、１日当たり配分額の上限基準を設定し、その基準に基づき資金配分を実施した。 また、リバランスを行うに当たっては、平成１８事業年度～平成２０事業年度においては、寄託金等の新規資金が相当程度あったことから資産の売却・回収は行わず新規資金の配分を通じて行った。 ② 各事業年度とも民間企業の経営に与える影響を考慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 ③ 株主議決権の行使については、民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、中期計画において、株主総会における個々の議案に対する判断を直接行わず、株主議決権の具体的な行使は運用受託機関に委ねることとしている。 管理運用法人は、運用受託機関における株主議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めることとしており、これを踏まえ、各運用受託機関の株主議決権行使の取組について評価し、取組が充分でないと認められる社については、改善を求めること等により適切な行使を推進することとしている。 管理運用法人としては、この方針に沿って次のような積極的な対応を行っている。 ア．運用受託機関に対してコーポレートガバナンスの重要性を認識し、株主議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用ガイドラインにおいて示し、具体的な株主議決権行使の方針（株主議決権行使ガイドライン）を作成するよう求めるとともに、運用受託機関等説明会においても示した。 イ．提出されていた株主議決権行使ガイドラインについて変更があった社については、変更後の当該ガイドラインの提出を受けた。 ウ．各事業年度における株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関から報告を求め、全社が株主議決権行使を実施していることを確認した。 エ．株主議決権行使に係る評価に当たっては、「株主議決権行使ガイドラインの整備状況」「行使体制」「行使状況」を評価の視点とし、各項目を総合することにより行い、定性評価の一項目としている。 オ．株主議決権行使状況の確認の結果、各事業年度とも各運用受託機関の議決権行使の取組に関する評価は概ね良好なものとなったが、改善の必要性が認められる社に対しては個別に指摘し、その改善がなされたことを確認するなど適切な措置を講じた。 カ．また、各事業年度において実施する運用受託機関の株主議決権行使に係るミーティングにおいては、前事業年度評価が低かった社に対して、当該評価の結果を踏まえた改善状況、取締役等の選任議案、買収防衛策に係る議案についての行使基準と行使状況を確認した。	A 4.00	B 3.43	A 3.71	A 3.71

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価																																														
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０																																															
4．その他 （１）財投債の引受け 平成１９年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、その管理及び運用を行うこと。	4．その他 （１）財投債の管理及び運用 平成１９年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、償還時期の構成並びに満期保有とする財投債及び満期保有としない財投債の額及び種類に従い、管理及び運用を行う。ただし、満期保有とする財投債についても、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、満期保有とする財投債については、第８の１の（２）に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。	4．その他 （１）財投債の管理及び運用 ① 財務大臣からの引受依頼及び厚生労働大臣からの引受指示に基づき、平成１８事業年度及び平成１９事業年度において財投債を引き受けた。また、保有目的区分は満期保有目的とした。 ② 平成１８事業年度及び平成１９事業年度における引受状況は次のとおりである。 ●引受額（額面） (単位：億円) <table><tr><th></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th></tr><tr><td>2 年債</td><td>10, 106</td><td>6, 999</td></tr><tr><td>5 年債</td><td>2, 000</td><td>－</td></tr><tr><td>10 年債</td><td>19, 681</td><td>8, 977</td></tr><tr><td>20 年債</td><td>199</td><td>－</td></tr><tr><td>合 計</td><td>31, 986</td><td>15, 976</td></tr></table> ③ 各事業年において、第１四半期末、第２四半期末及び第３四半期末の各時点の償却原価法による評価額と時価法による評価額を各四半期の管理及び運用実績の状況等の一環として公表した（各事業年度末時点の評価額については、翌事業年度の業務概況書にて公表。）。 ④ 各事業年度における管理及び運用状況は次のとおりである。 ●償還額（額面） (単位：億円) <table><tr><th></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>2 年債</td><td>1, 600</td><td>799</td><td>10, 106</td></tr><tr><td>5 年債</td><td>41, 372</td><td>24, 882</td><td>24, 687</td></tr><tr><td>合 計</td><td>42, 972</td><td>25, 681</td><td>34, 793</td></tr></table> ●資産残高（事業年度末） (単位：億円) <table><tr><th></th><th>18 年度末</th><th>19 年度末</th><th>20 年度末</th></tr><tr><td>償却原価</td><td>295, 525</td><td>285, 794</td><td>250, 888</td></tr><tr><td>時 価</td><td>295, 287</td><td>291, 842</td><td>256, 410</td></tr></table>		18 年度	19 年度	2 年債	10, 106	6, 999	5 年債	2, 000	－	10 年債	19, 681	8, 977	20 年債	199	－	合 計	31, 986	15, 976		18 年度	19 年度	20 年度	2 年債	1, 600	799	10, 106	5 年債	41, 372	24, 882	24, 687	合 計	42, 972	25, 681	34, 793		18 年度末	19 年度末	20 年度末	償却原価	295, 525	285, 794	250, 888	時 価	295, 287	291, 842	256, 410	B 3. 14	B 3. 14	B 3. 14	B 3. 14
	18 年度	19 年度																																																		
2 年債	10, 106	6, 999																																																		
5 年債	2, 000	－																																																		
10 年債	19, 681	8, 977																																																		
20 年債	199	－																																																		
合 計	31, 986	15, 976																																																		
	18 年度	19 年度	20 年度																																																	
2 年債	1, 600	799	10, 106																																																	
5 年債	41, 372	24, 882	24, 687																																																	
合 計	42, 972	25, 681	34, 793																																																	
	18 年度末	19 年度末	20 年度末																																																	
償却原価	295, 525	285, 794	250, 888																																																	
時 価	295, 287	291, 842	256, 410																																																	

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０	
４．その他 （２）主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の神奈川県への移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。	４．その他 （２）主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。 （３）施設及び設備に関する計画 なし （４）職員の人事に関する計画 ①方針 ア．業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 イ．職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。 ウ．職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 エ．職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	４．その他 （２）主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 平成１８事業年度及び平成１９事業年度においては、運用受託機関等との連携を十分に図るための体制づくり及び業務に支障が生じないような方法についての支所の設置の是非、最適な移転時期等の課題の抽出を行うなど具体的な検討を行い、必要な準備を進めたが、平成２０事業年度９月に移転時期を平成２７年３月末まで延長する政令改正があったことから、移転準備は中止した。 （３）施設及び設備に関する計画 なし （４）職員の人事に関する計画 ①方針 ア 平成１８年４月１日の管理運用法人設立時において、効率的かつ効果的な業務を遂行するために組織体制及び人員配置についての組織編成を行い、その後も、より一層の効率化等を図るために組織編成の見直しを行った。 （第１．１．（１） 参照） イ 人事評価制度は、職員の能力の向上、管理職の管理能力の強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、業務遂行への取組及び成果（管理運用法人の業績への貢献度）を評価する「実績評価」並びに職員の職務遂行能力を評価する「能力評価」を行うものである。 平成１９事業年度における試行的評価を経て、平成２０事業年度は、評価プロセスの改善を行い、評価結果を平成２０事業年度１２月期の奨励手当（国家公務員の勤勉手当に相当するもの）に反映させた。 （第１．１．（２） 参照） ウ 職員の採用に当たっては、各事業年度において、資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告、転職情報サイト等を活用し、民間の運用実務経験者等の募集を行った。 また、運用実務経験者等を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」において、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 これらの結果、各事業年度において多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用し、又は採用決定した。 （第１．２．（１） 参照） エ 職員の資質の向上等を図るため、各事業年度において、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画を策定し、次の研修を実施した。 i 一般研修（職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修） コンプライアンス研修 法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、法令遵守についての職員の意識向上を図った。	A 3.71	A 3.71	B 3.14	A 3.52

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成１８事業年度～平成２０事業年度）の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価 期間の評価
			H １ ８	H １ ９	H ２ ０	
	オ．幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。 ②人員に係る指標 期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の１００％以内とする。 （参考１） 期初の常勤職員数　８１人 期末の常勤職員数　８１人 （参考２） 中期目標期間中の人件費総額見込み　　２，９６１百万円 ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。	ⅴ　資金運用等の分野に関連する資格取得を支援するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 （第１．２．（２）　参照） オ　他の関係機関との人事交流について、平成１８事業年度に引き続き、職員の業務運営能力の向上を図る観点から、専門性を確保すること等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について検討を行なった。 その結果、人事交流の一環として、平成２０事業年度より、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）から研修生１名を受け入れた。 （第１．２．（３）　参照） ②人事に関する指標 各事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤職員数１００％以内となった。				

